

みどり市 男女共同参画プラン

～男女がともに自分らしく輝ける社会を目指して～



平成22年 3月
群馬県 みどり市

男女がともに自分らしく輝ける社会を目指して



我が国では、少子高齢化・人口減少化社会の到来、社会経済状況の悪化などにより、急激に社会が変化してきています。その中で、性別にかかわらず、誰もがともに力を合わせていく男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけられ、社会のあらゆる分野において、施策の推進を図っていくことが重要とされています。

みどり市においては、平成21年に実施した市民意識調査等の結果から、「男性は仕事、女性は家庭」のような固定的に役割を決めてしまう意識が市民に強いことや、多くの女性が妊娠・出産を機に就業を中断していること、家庭生活と仕事の両立が困難な状況にあることが分かりました。また、近年、社会問題化しているDV（配偶者からの暴力）及び若年層におけるデートDVの根絶に向けた啓発と防止など、多くの課題があります。

みどり市男女共同参画プランは、こうした課題に対応するため、まちづくりのすべての施策に男女共同参画の視点を持って、男女が支え合える社会を実現するため策定いたしました。

今後は、行政はもとより、市民、企業、教育関係者、その他関係機関等の方々とともに、積極的に施策の推進に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、みどり市男女共同参画プランの策定にあたり、貴重なご意見や意識調査にご協力をいただきました多くの市民の皆さま、建設的なご意見をいただきましたみどり市男女共同参画推進審議会委員の皆さまをはじめ、関係各位の方々に心からお礼申し上げます。

平成22年3月

みどり市長 **石原 素**

目次

総論

第1章 計画の策定にあたって.....	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画策定の背景	5
3. 計画の性格	7
4. 計画の期間	7
5. 計画の策定体制	7
第2章 みどり市の現状	8
1. 少子高齢化と核家族化の進行	8
2. 人口の状況	10
3. 結婚・出産の状況	11
4. 就労の状況	13
5. 男女共同参画の意識について	17
第3章 計画の基本理念と基本目標	19
1. 計画の基本理念	19
2. 基本目標	20
3. 体系図	21
4. 具体的施策一覧	22

各論

第1章 男女共同参画の意識改革	27
1．制度・慣行の見直しと啓発の充実	27
2．男女共同参画の学習機会の充実	31
第2章 男女共同参画に関する人権の尊重	35
1．人権意識の醸成	35
2．女性に対するあらゆる暴力の根絶	37
第3章 仕事と家庭生活の両立支援	41
1．子育て支援	41
2．高齢者・障がい者等の介護支援	45
3．生涯にわたる健康づくりの推進	47
4．職場の労働環境の整備	49
第4章 さまざまな分野で男女共同参画を推進	53
1．農業等における男女共同参画の推進	53
2．市における政策・方針決定過程への女性の参画を推進	56
3．地域社会における男女共同参画の推進	58
第5章 計画の推進体制の整備・充実	60
1．推進体制の充実	60
2．連携体制の整備	60
3．計画の進行管理	61

資料編

1．用語集	65
2．各種調査結果概要	69
3．策定経過	78
4．みどり市男女共同参画推進審議会設置要綱及び委員名簿	79
5．みどり市男女共同参画庁内推進会議設置要綱及び委員名簿	81
6．関係法令等	83

総

論

- 第 1 章 計画の策定にあたって
- 第 2 章 みどり市の現状
- 第 3 章 計画の基本理念と基本目標

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会について「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

これまで我が国では、男女共同参画社会の実現に向け、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法の制定のほか、女子差別撤廃条約の批准など、国際社会とも連動しながらさまざまな取り組みを進めてきました。

そして、近年の男女共同参画を取り巻く状況は、男女共同参画社会基本法施行から10年を迎えた今、男女間の暴力に関することや、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関することなどの新たな課題や取り組みも現れています。

しかし、固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣行は依然として根強く残っており、政策・方針決定過程への女性の参画や、子育て世代の女性の労働力率は国際水準よりも低く、より一層の努力が必要であるとされています。

男女共同参画社会の実現には、男性も女性も、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮でき、家庭、学校、地域及び職場などのあらゆる場面で支え合うことが必要となります。

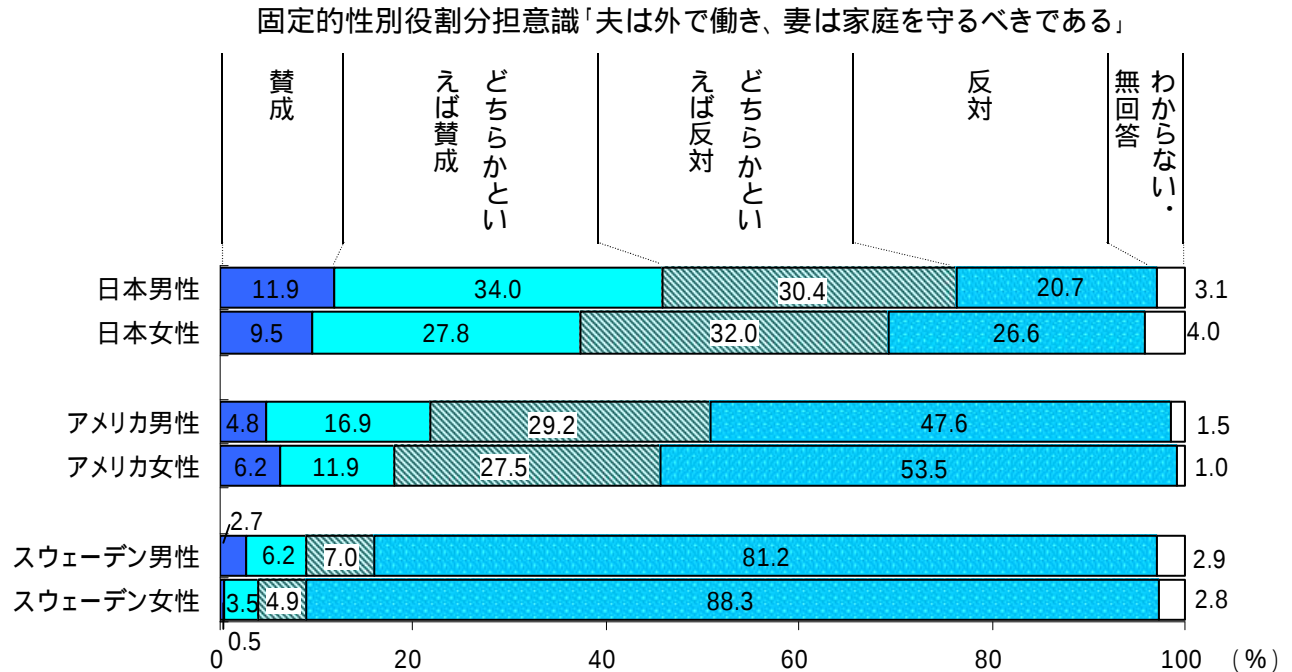
また、少子高齢化の進行や社会経済状況の変化などを背景に、活力ある新しいまちづくりのためには、市民の参加・参画が必須であり、地域や暮らしの中でさまざまな人が力を合わせることを求められています。

このようなことから、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「みどり市男女共同参画プラン」を策定するものです。

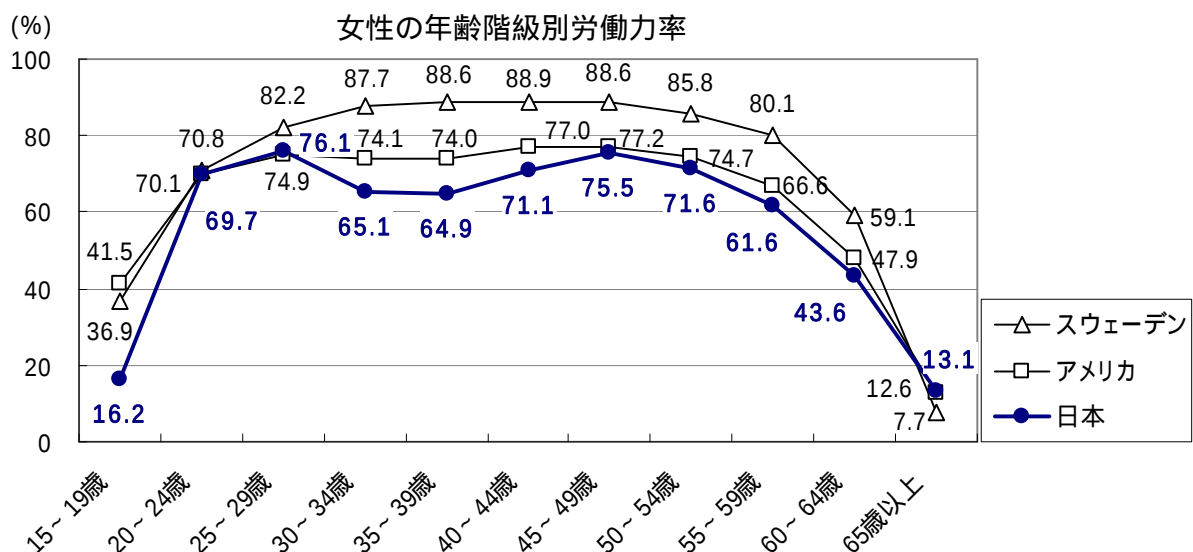


「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識について国際比較をすると、他国では「賛成」は少なく「反対」が多くなっていますが、日本では「賛成」及び「どちらかといえば賛成」が非常に多くなっています。

また、女性の労働状況について労働力率を見ると、日本では30歳代を底とする“M字カーブ”を描いていますが、他国ではM字のくぼみがほぼ見られません。



資料：日本は内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年度)
 その他は「男女共同参画社会に関する国際比較調査」(平成15年度)



資料：日本は総務省「労働力調査」(平成20年)
 その他はILO「LABORSTA」(平成19年)

2. 計画策定の背景

男女共同参画社会を形成するための歴史的背景における世界の動きは、昭和50年にメキシコシティにて開催された国際婦人年世界会議における「平等・発展・平和」を目標にした「世界行動計画」の採択から始まります。そして、翌昭和51年からの10年間を「国連婦人の十年」としました。

昭和54年の「女子差別撤廃条約」の採択、昭和60年の「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択などを経て、平成7年には、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択、平成17年には、第49回国連婦人の地位委員会（通称北京+10）が開催されました。

日本においては、「世界行動計画」を受けて、昭和50年に婦人問題企画推進本部を設置しました。昭和60年には「男女雇用機会均等法」を公布し、平成7年には、介護休業制度を法制化した「育児休業法」を改正しました。そして、平成11年には「男女共同参画社会基本法」を公布・施行し、翌平成12年には、基本法に基づいて「男女共同参画基本計画」を策定しました。

また、平成19年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。こうして、平成21年には、「男女共同参画社会基本法」は施行後10周年を迎えました。

一方、群馬県では、国の「男女共同参画基本計画」を受けて、平成13年に「ぐんま男女共同参画基本計画」を策定し、平成18年からは第2次計画が進行しています。そして、平成21年には第3次計画策定のため県民意識調査を実施したほか、「ぐんまDV対策基本計画（改訂版）」を策定し、配偶者からの暴力のない社会の実現を目指しています。

みどり市においては、合併前の3町村ともに男女共同参画プランの策定はしていませんでした。合併後に「みどり市総合計画」の「市民と行政が協働してまちをつくる」の章の中で「男女共同参画社会の実現」について位置づけており、これまで男女共同参画に関する講演会や広報・啓発活動を行ってきました。しかし、平成20年度に実施した「みどり市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果や、あらゆる分野への女性の登用率等からみて、男女共同参画社会の実現は、なお一層の努力が必要であることが分かります。このような背景から、平成21年度に「みどり市男女共同参画プラン」を策定しました。

■ 男女共同参画を取り巻く主な動き

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き
昭和49年以前	・女性の平等を求める運動 市民革命～ウーマンリブ	・欧米等の影響を受け、国内でも女性の運動が盛んになる ・推進機関は、労働省、婦人少年局	
昭和50年	・国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部会議開催 ・女子教職員等育児休業法公布	



年		世界の動き	日本の動き	群馬県の動き
国連婦人の十年	昭和 51 年	・「国連婦人の十年」始まる(～1985(昭和 60)年)	・民法改正・施行(離婚後の氏の選択自由化)	
	昭和 52 年		・「国内行動計画」策定	
	昭和 54 年	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択		
	昭和 55 年			・「新ぐんま婦人計画」策定
	昭和 60 年	・国連婦人の十年世界会議 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」の公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・国連婦人の十年最終年記念群馬県大会 ・婦人問題懇談会報告書
平成 6 年			・総理府内に「男女共同参画室」新設	
平成 7 年		・第 4 回世界女性会議(北京) ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	
平成 8 年			・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	
平成 11 年		・エスカップハイレベル政府間会議(バンコク)	・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「改正労働基準法」施行	・男女共同参画社会に関する県民意識調査実施
平成 12 年		・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)開催(「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」採択)	・「男女共同参画基本計画」策定	
平成 13 年			・男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	・「ぐんま男女共同参画基本計画」策定 ・男女のあり方に関する県民意向調査実施
平成 16 年				・群馬県男女共同参画推進条例制定
平成 17 年		・第 49 回国連婦人の地位委員会(国連「北京 + 10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
平成 18 年		・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)、「東京閣僚共同コミュニケ」採択	・「男女雇用機会均等法」改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「群馬県男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定
平成 19 年		・「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成 20 年		・「ジェンダー平等及び女性のエンパワメントのための資金調達」採択	・「仕事と生活の調和元年」	
平成 21 年				・「ぐんま DV 対策基本計画(改訂版)」策定 ・男女共同参画社会に関する県民意識調査実施

3．計画の性格

この計画は、男女がともに社会のあらゆる場に参加していく男女共同参画社会の実現を目指して策定するものであり、みどり市の最上位計画である「みどり市総合計画」の分野別計画としての性格を有し、その他の市関連計画との整合性を持つものです。

策定にあたっては、「男女共同参画社会基本法」で示されている基本理念や考え方に基づき、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」や県の「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）」を勘案しています。そして、市民意識調査の結果とともに、みどり市における男女共同参画の基本目標と施策の方向を明らかにし、総合的・計画的に推進するための施策を具体的に示しています。

4．計画の期間

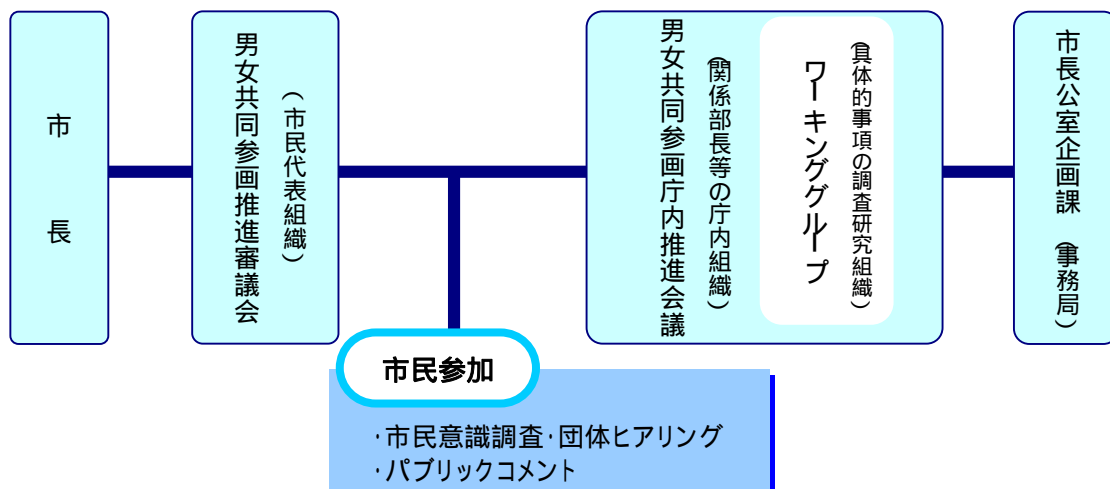
この計画の期間は、平成22年度から平成26年度の5か年間とします。

ただし、進捗状況や社会環境の変化、国・県の動向等を配慮し、必要に応じて見直しを行います。

平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
みどり市総合計画									
前期計画					後期計画				
		みどり市男女共同参画プラン							

5．計画の策定体制

この計画は、以下の体制で策定しました。



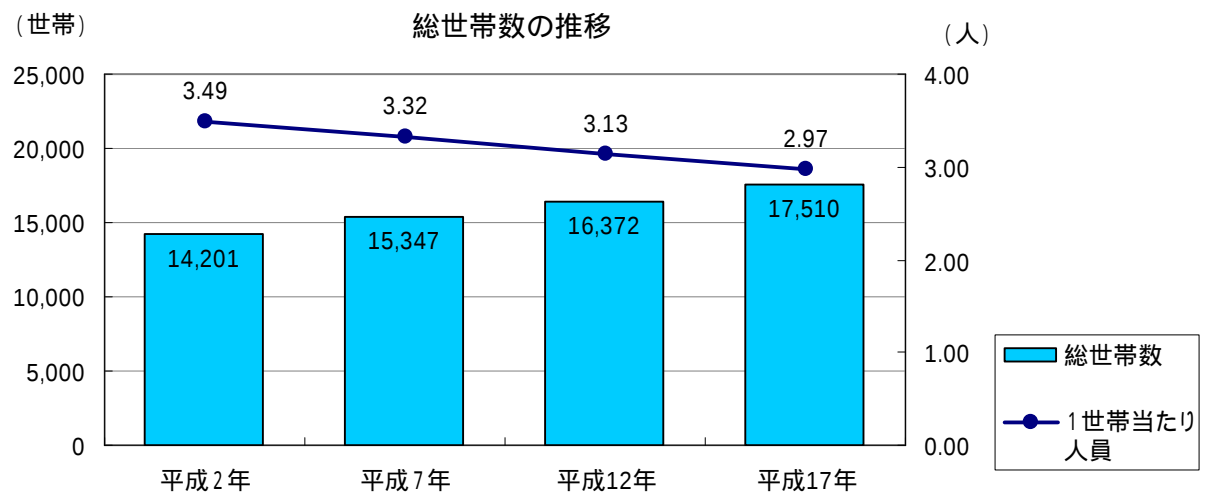
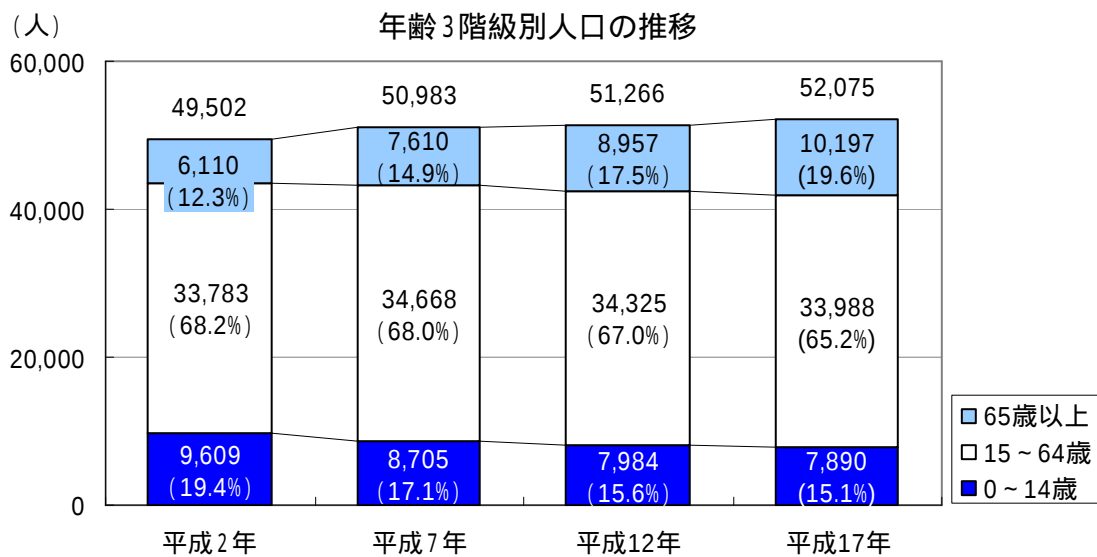


第2章 みどり市の現状

1. 少子高齢化と核家族化の進行

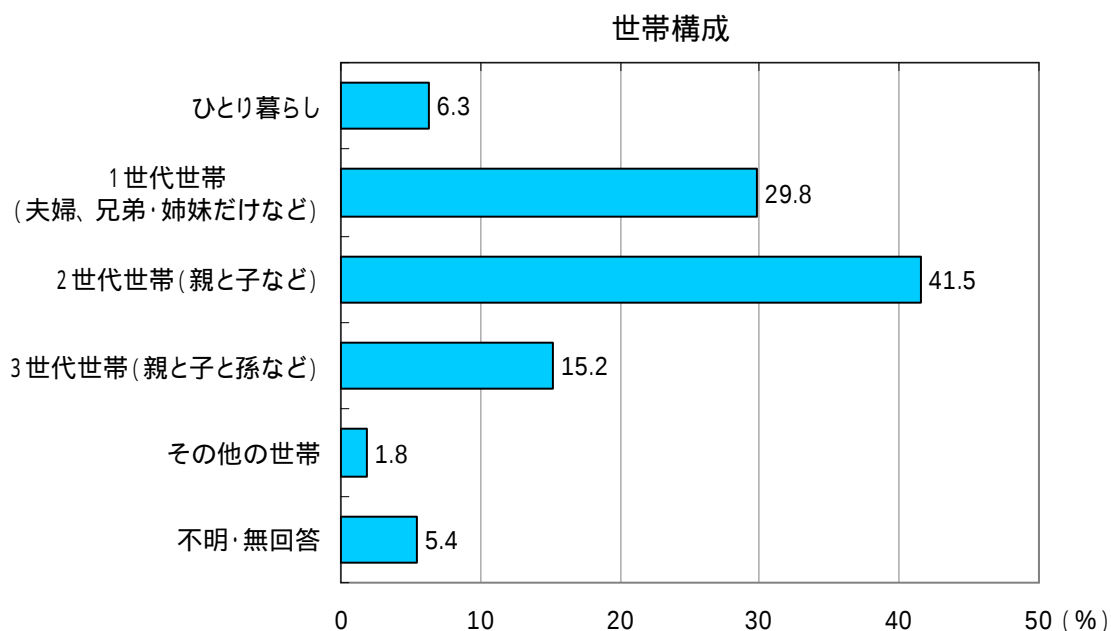
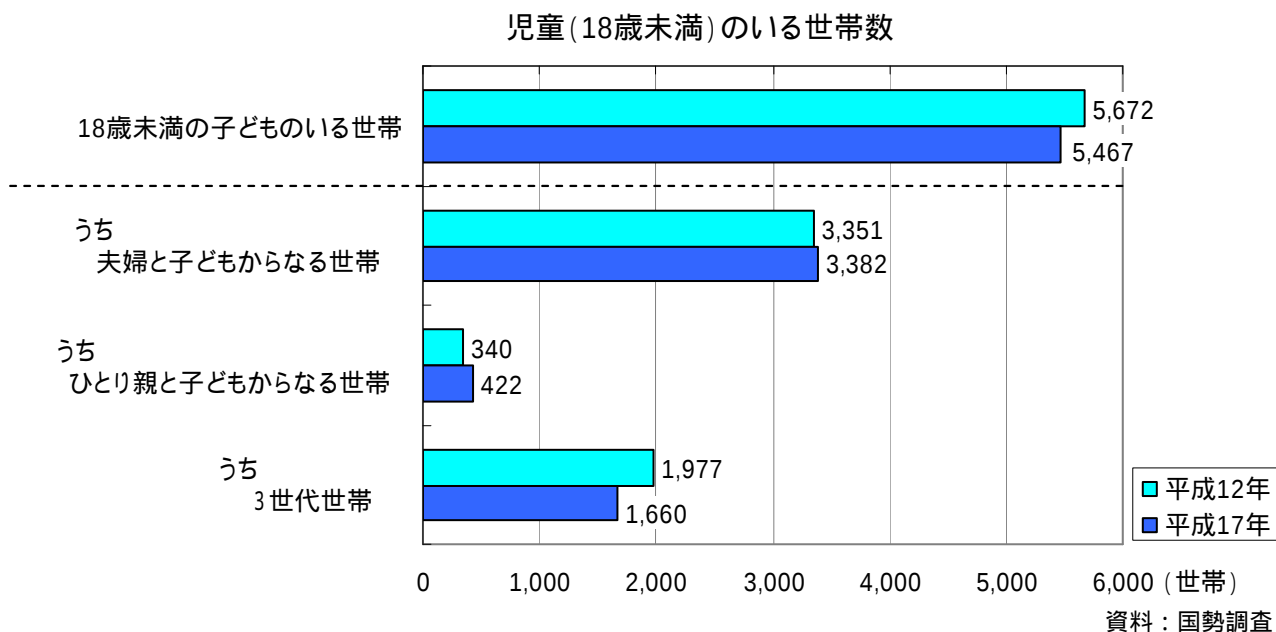
年齢3階級別人口の推移を見ると、0～14歳の年少人口は、平成2年の9,609人から平成17年で7,890人と減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は、平成2年の6,110人から平成17年で10,197人と増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

また、総世帯数の推移を見ると、近年世帯数は増えているのに対し、1世帯当たり人員は平成2年の3.49人から平成17年では2.97人と3人を下回っています。



児童(18歳未満)のいる世帯数は、平成12年から平成17年で若干減少しています。その内訳としては、3世代世帯が300世帯以上の減少となっており、核家族化の進行がうかがえます。また、ひとり親と子どもからなる世帯については微増となっています。

市民意識調査の結果から世帯構成を見ると、2世代世帯が約4割と最も多い一方で、3世代世帯は2割に満たず、核家族世帯が多くなっています。



資料：みどり市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書(平成20年度)

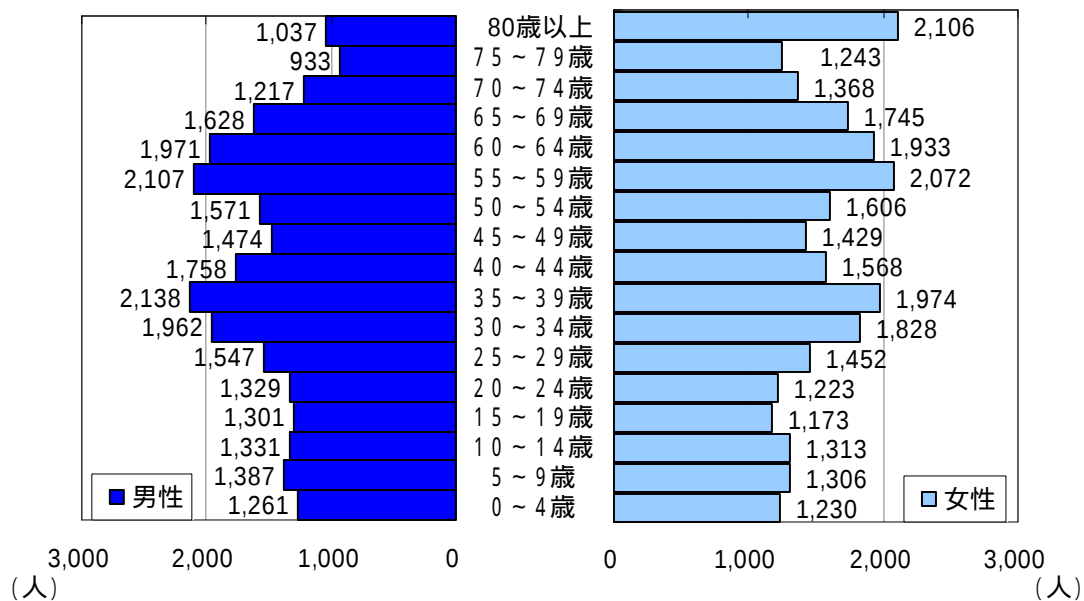


2. 人口の状況

人口ピラミッドを見ると、子育て世代である30歳代と、団塊の世代である50歳代後半から60歳代前半の人口が多くなっています。

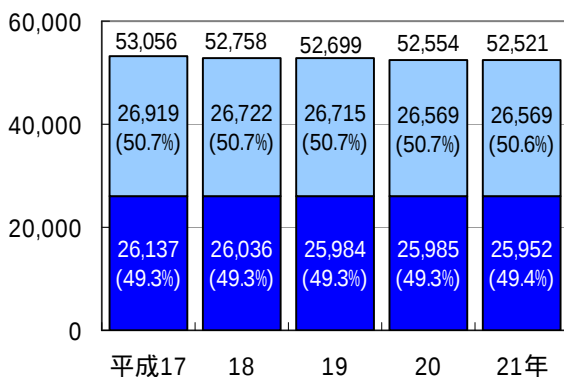
全体の男女別人口の推移を見ると、近年人口はほぼ横ばいで推移しており、いずれの年度も女性が約1%程度男性よりも多くなっています。地区別で見ると、笠懸地区は人口が増加しており、大間々地区・東地区は人口が減少しています。また、東地区は、他地区に比べ女性の比率が多いなど特徴が見られます。

人口ピラミッド

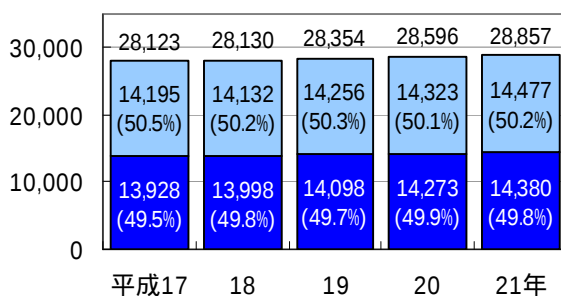


資料：住民基本台帳（平成21年3月）

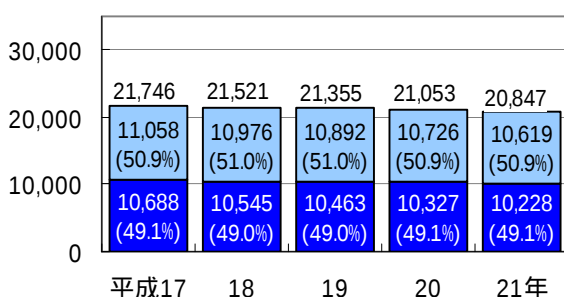
男女別人口の推移【全体】



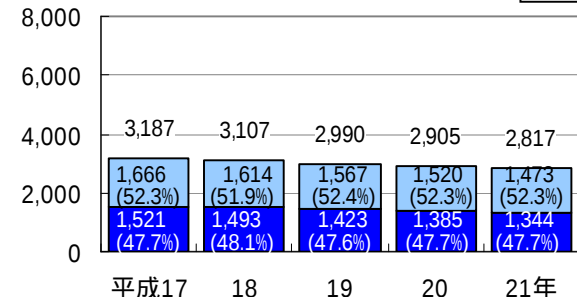
男女別人口の推移【笠懸】



男女別人口の推移【大間々】



男女別人口の推移【東】

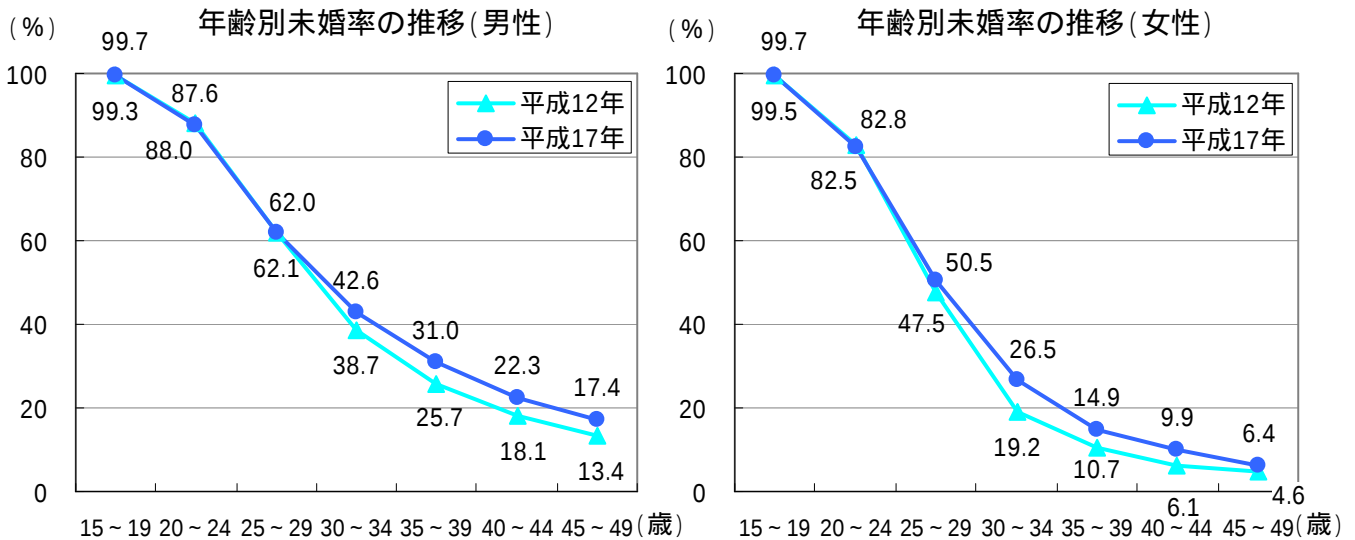


資料：住民基本台帳

3. 結婚・出産の状況

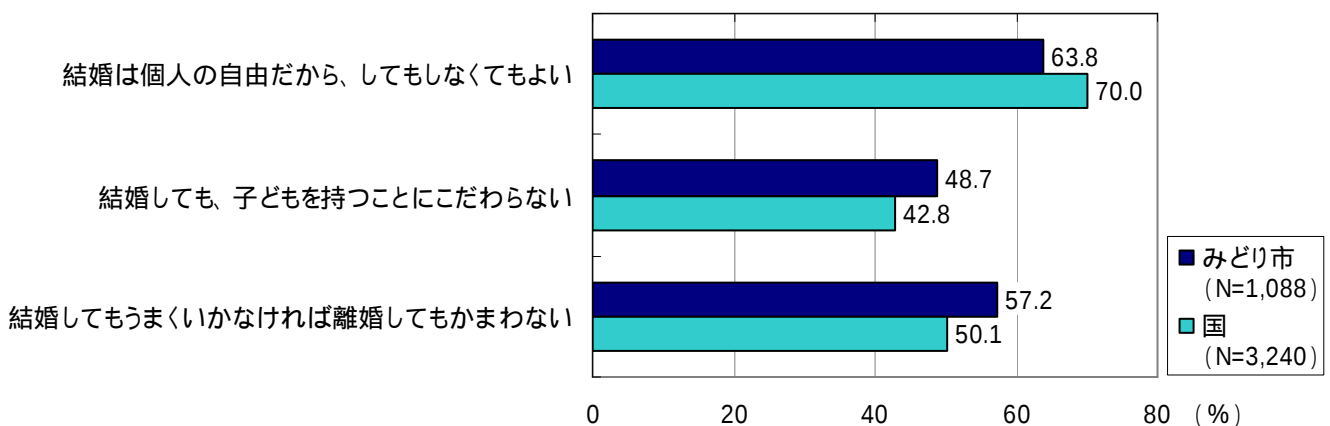
男性の年齢別未婚率の推移を見ると、平成12年に比べ平成17年では、30歳以上の未婚率が約4%程度高くなっています。また、女性の年齢別未婚率の推移を見ると、平成12年に比べ、平成17年では25歳以上の未婚率が約4%程度高くなっており、男女ともに、未婚率は高くなっています。

市民意識調査による結婚観は、「結婚しても、子どもを持つことにこだわらない」、「結婚してもうまくいかなければ離婚してもかまわない」という意識が国調査に比べ高くなっています。



資料：国勢調査

結婚観に関する意識「賛成」「どちらかといえば賛成」の割合



資料：みどり市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成20年度）
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年度）

国調査選択肢は、上から順に下記のとおり

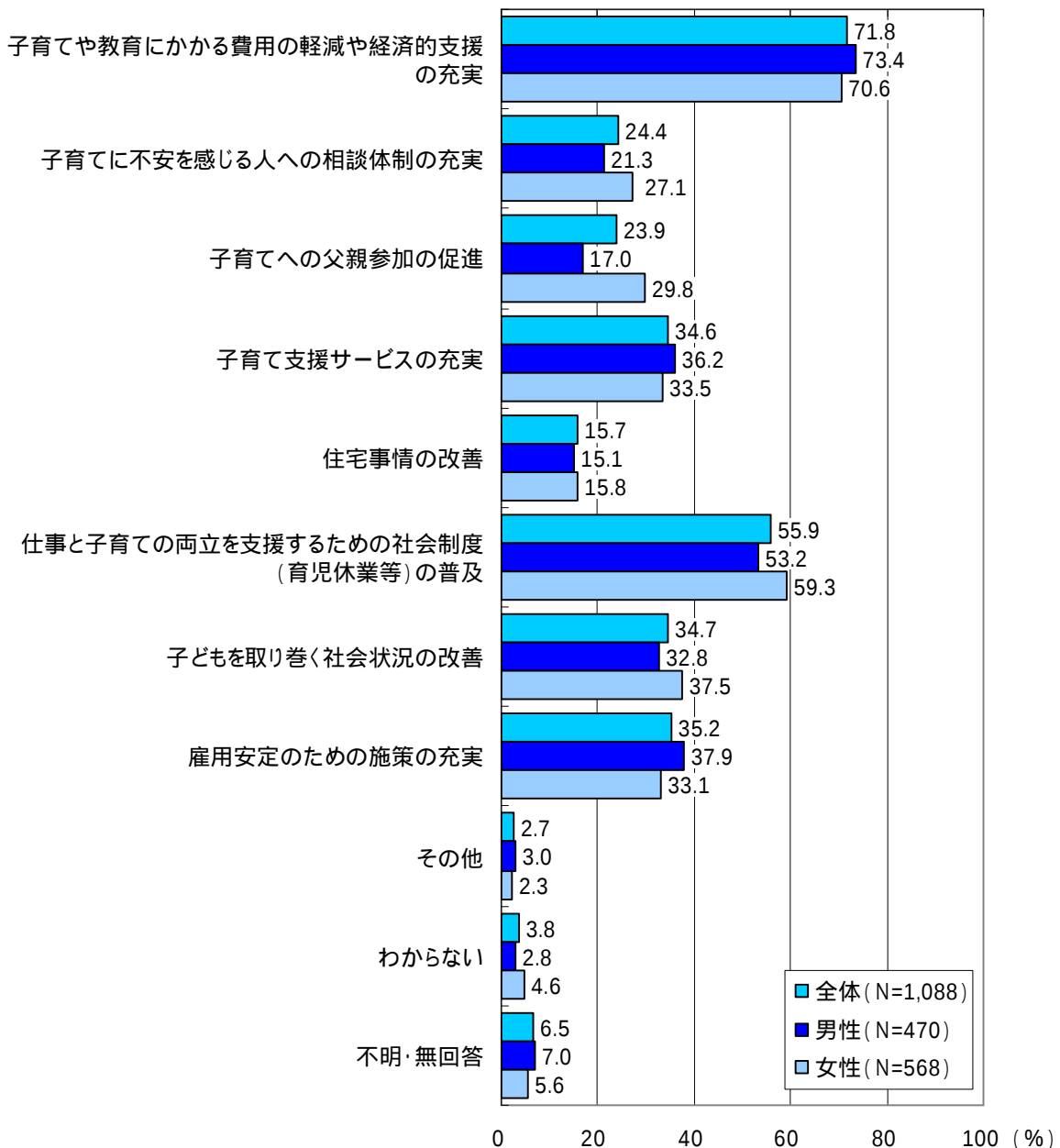
- ・結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい
- ・結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない
- ・結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい

Nは総数のこと。（以下同様）



市民意識調査によると、少子化を背景として、子育てをしやすい社会づくりのためにどのようなことが必要かという設問に対しては、男女とも「子育てや教育にかかる費用の軽減や経済的支援の充実」の割合が最も高く、男性が73.4%、女性が70.6%となっています。次いで「仕事と子育ての両立を支援するための社会制度（育児休業等）の普及」が男性で53.2%、女性で59.3%となっています。また、「子育てへの父親参加の促進」については、女性が男性を12.8ポイント上回っています。

子育てをしやすい社会づくりに必要なこと

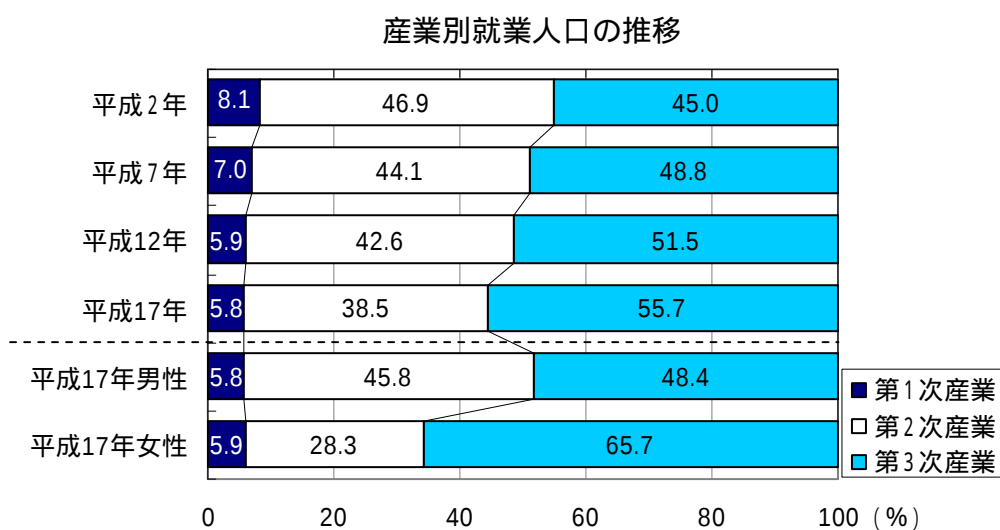


資料：みどり市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成20年度）

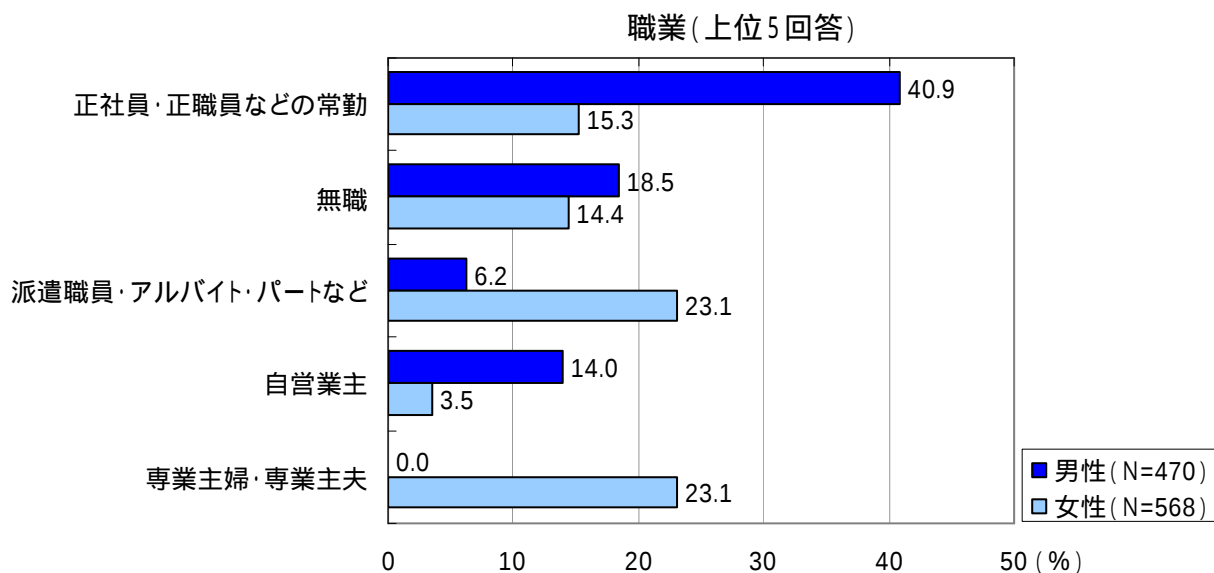
4. 就労の状況

産業別就業人口の推移を見ると、平成2年に比べ平成17年では、第1次産業、第2次産業は減少傾向にあり、それに対し第3次産業は増加傾向にあります。また、第3次産業における女性の従事者の割合が、男性に比べて高くなっています。

市民意識調査の結果から職業を見ると、男性では正社員などの常勤や自営業主が多くなっているのに対し、女性では派遣職員・アルバイト・パートや、専業主婦が多くなっています。



資料：国勢調査

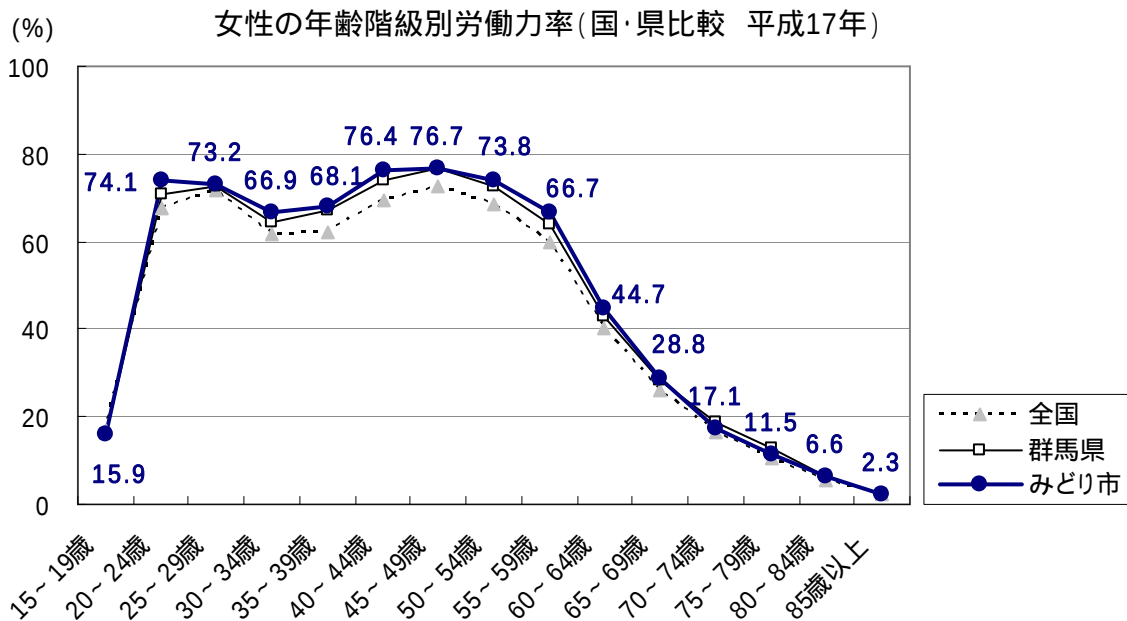


資料：みどり市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成20年度）

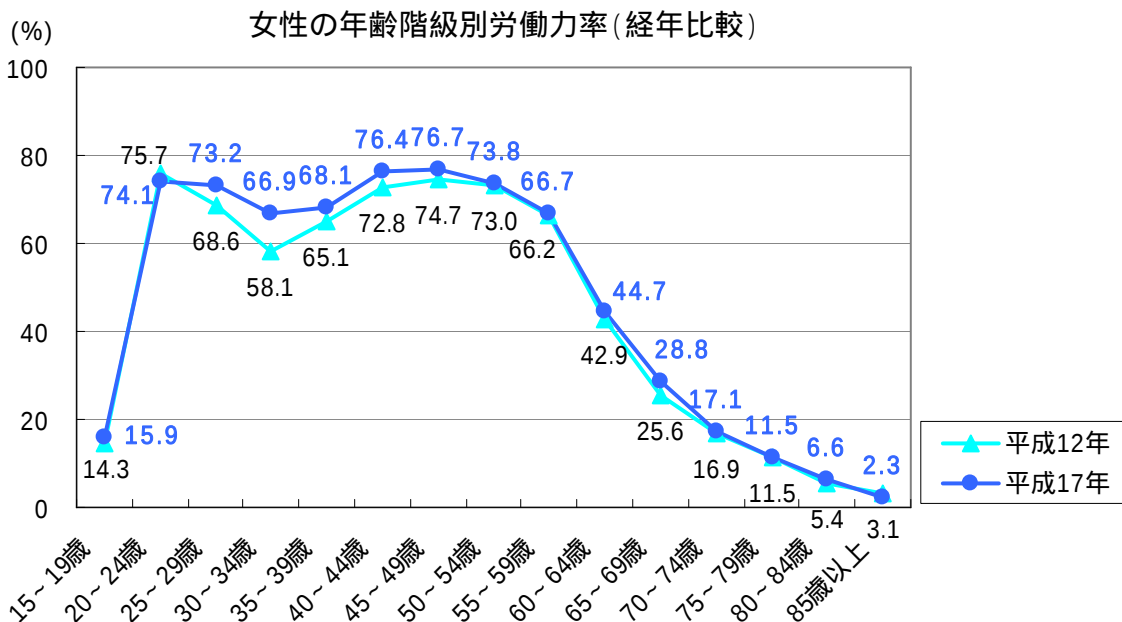


女性の労働状況について労働力率を見ると、子育て期にあたる30歳代を底とする“M字カーブ”を描いています。また、みどり市においては、20歳から49歳までの労働力率は、全国・県平均を上回っています。

平成12年から平成17年では、25～29歳から45～49歳にかけての労働力率が高くなっており、よりゆるやかなM字を描いています。



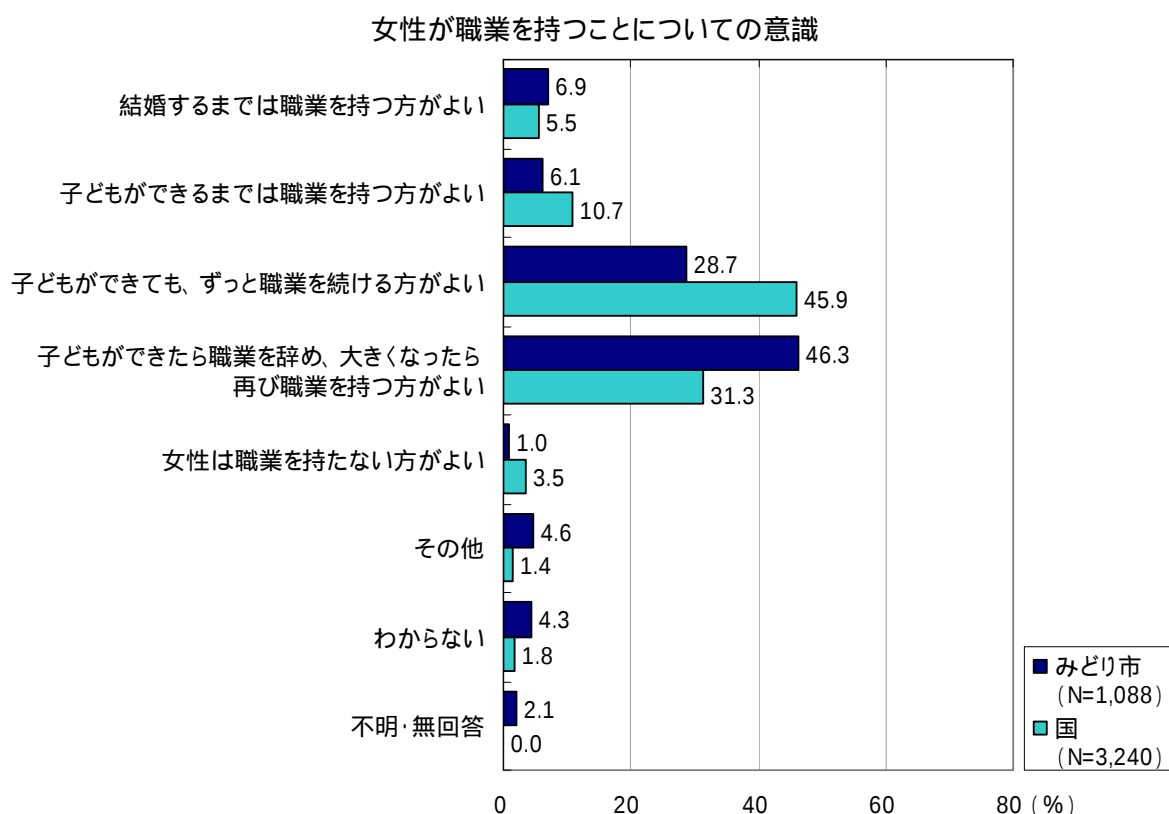
資料：国勢調査



資料：国勢調査

女性が職業を持つことの意識として、市民意識調査によると、「子どもができれば職業を辞め、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」の割合が最も高く、次いで、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」となっています。

国の結果と比較すると、「子どもができれば職業を辞め、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」の割合が、みどり市は46.3%であるのに対し、国調査では31.3%と15.0ポイントの差があります。また、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」では国調査が45.9%であるのに対し、みどり市では28.7%にとどまっており、17.2ポイントの差があります。

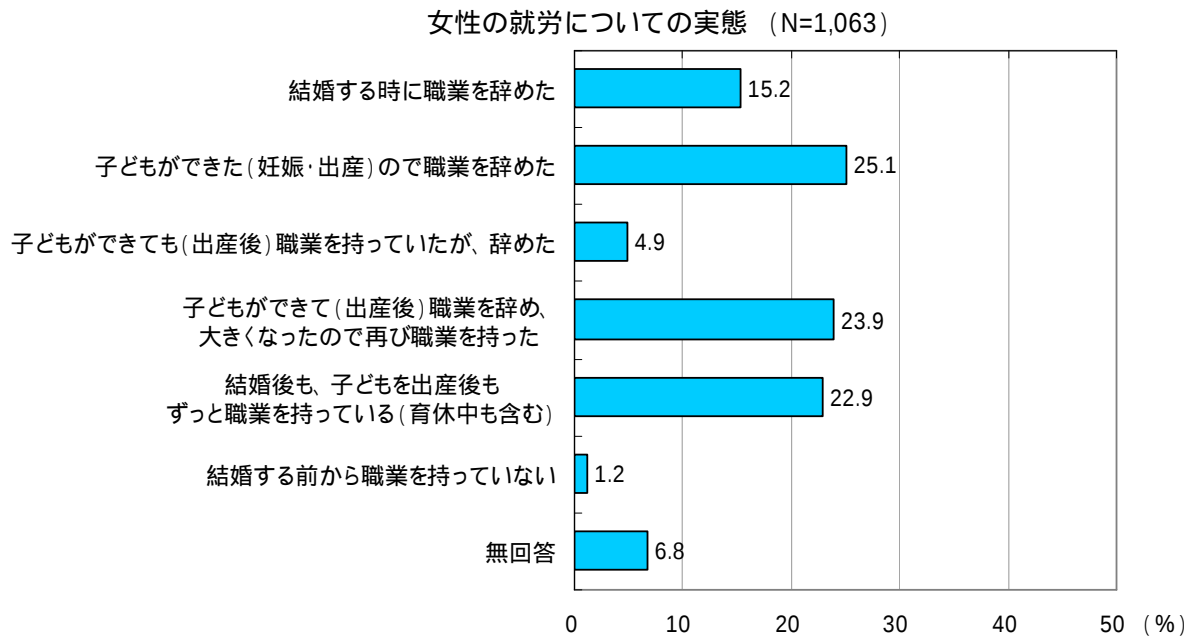


資料：みどり市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成20年度）
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年度）

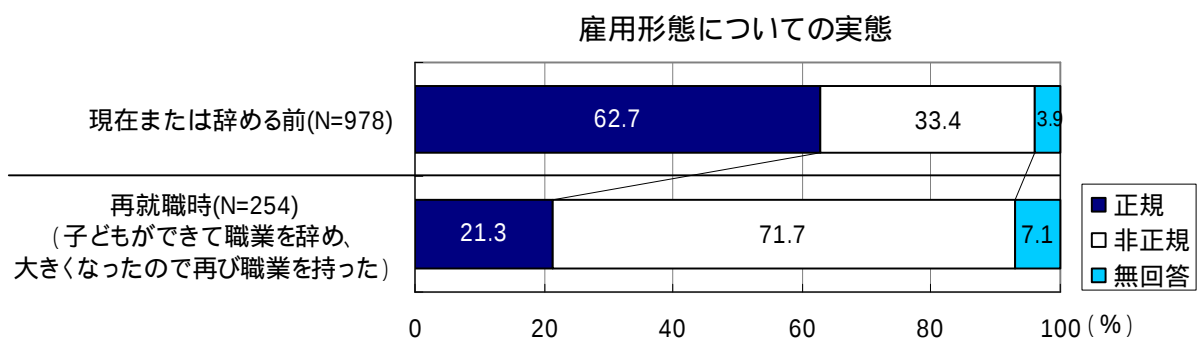


女性の就労の実態としては、アンケート調査によると、「子どもができたので職業を辞めた」、「子どもができて職業を辞め、大きくなったので再び職業を持った」、「結婚後も、子どもを出産後もずっと職業を持っている」の順となっており、結婚や出産を機に職業を辞めている方が多くなっています。

雇用の形態を見ると、現在または辞める前では「正規」が 62.7%となっていますが、再就職時（子どもができて職業を辞め、大きくなったので再び職業を持った）について見ると、「正規」は 21.3%と少なく、約 7 割は「非正規」という現状になっています。



資料：みどり市男女共同参画に関する女性の就労についてのアンケート（平成 21 年度）

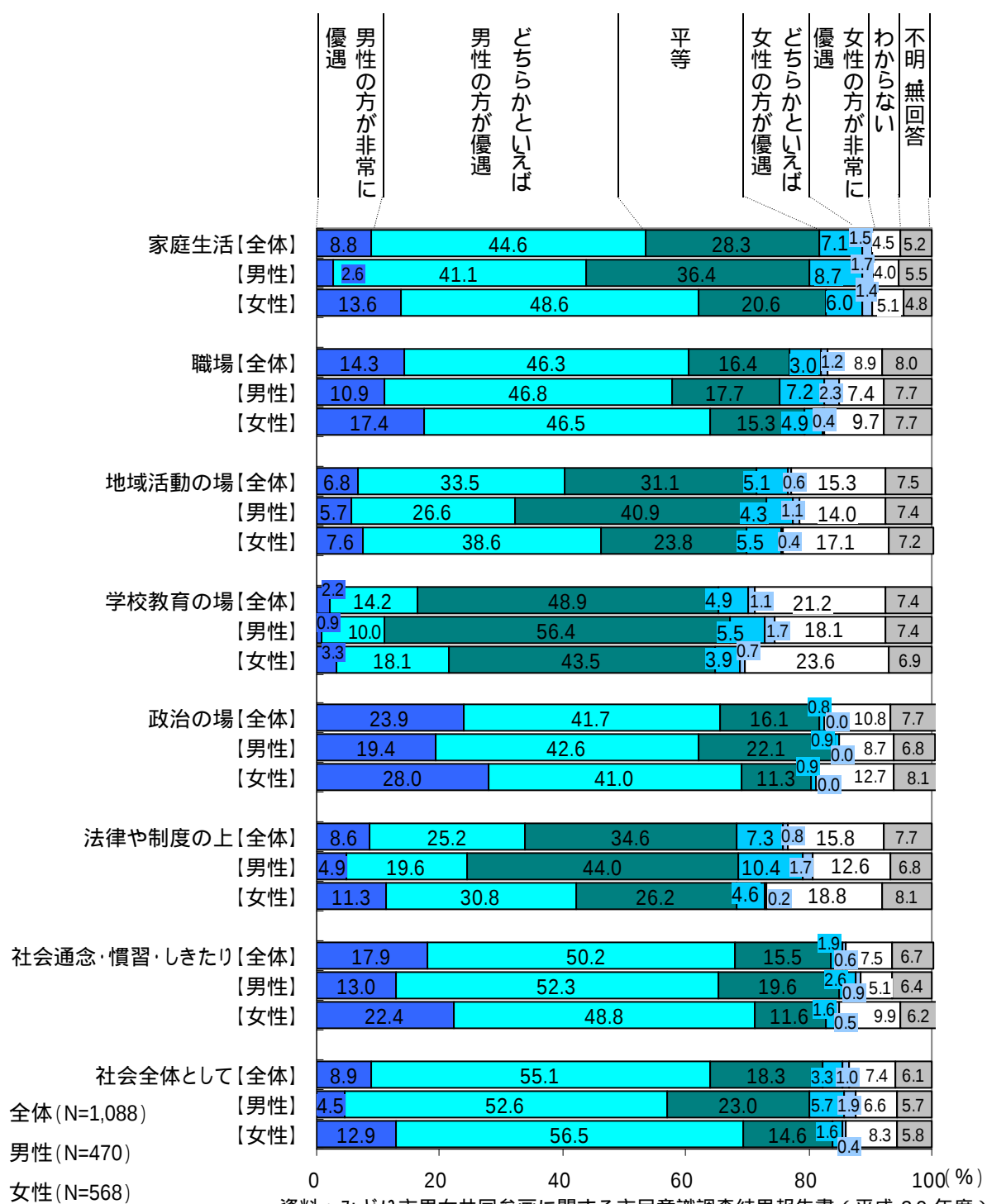


資料：みどり市男女共同参画に関する女性の就労についてのアンケート（平成 21 年度）

5. 男女共同参画の意識について

市民意識調査によると、男女平等の実感について、全体で『男性の方が非常に優遇』の割合は、「政治の場」が23.9%で最も高く、次いで「社会通念・慣習・しきたり」が17.9%、「職場」が14.3%と続いています。『どちらかといえば女性の方が優遇』、『女性の方が非常に優遇』については、いずれの項目も1割に満たない状況となっています。

男女平等の実感について

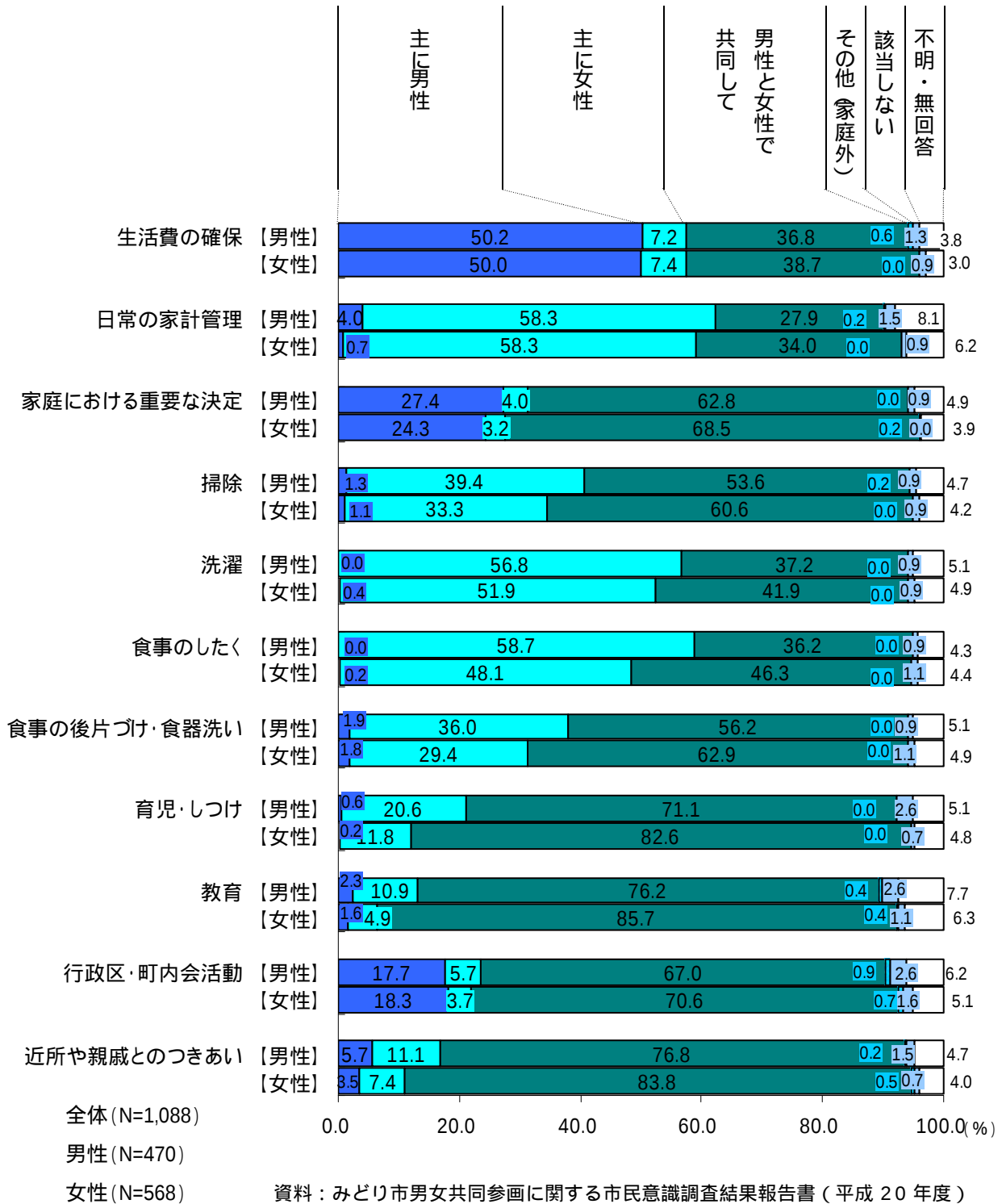


資料：みどり市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成20年度）



家庭生活における役割分担の割合については、「日常の家計管理」、「洗濯」、「食事のしたく」は『主に女性』が高く、「生活費の確保」は『主に男性』が高くなっています。その他の項目では、『男性と女性で共同して』が高くなっています。

家庭生活における役割分担



第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

この計画では、日本国憲法、女子差別撤廃条約にうたわれている人権の尊重と男女平等を基本とします。これらの基本的人権が保障されている社会の中で、性別にとらわれることなく、個人の個性や能力を尊重し、一人ひとりの可能性が最大限に発揮できる社会を目指します。

さらに、みどり市の最上位計画である「みどり市総合計画」の将来像で掲げている『輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市』の実現に向け、基本理念を次のように掲げます。

基本理念

男女がともに自分らしく輝ける社会を目指して

老若男女すべての市民が、助け合い、思いやり、尊重し合い、性別にかかわらず、個性と能力が十分に発揮される、自分らしく輝ける社会を目指していきます。



2. 基本目標

重点

1 男女共同参画の意識改革

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく認識することが必要です。

そのため、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動や学習機会を充実し、市民の意識改革を図ります。

男女共同参画の計画として初めて策定するこの計画においては、まずは男女共同参画についての意識を醸成していくことが必要であることから、この項目を重点項目として設定します。

2 男女共同参画に関する人権の尊重

男女共同参画社会は、男女がともに個人としての人権が尊重される社会であり、男性と女性がともにより良い関係を築いていくためには、お互いの人権を尊重し合うことが必要です。

そのため、人権意識の醸成や、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みを行うなど、人権を尊重した男女共同参画の意識づくりを推進します。

3 仕事と家庭生活の両立支援

男女がともに家庭生活と社会のさまざまな活動に参画するためには、家庭生活と職業生活とのバランスを図るための支援が必要です。

そのため、各種子育て・介護支援、健康づくり支援や職場の労働環境整備などを行い、仕事と家庭生活の両立支援を推進します。

4 さまざまな分野で男女共同参画を推進

誰もが生きいきと暮らせるような活力のある社会を築くために、あらゆる分野での男女共同参画を進めていく必要があります。

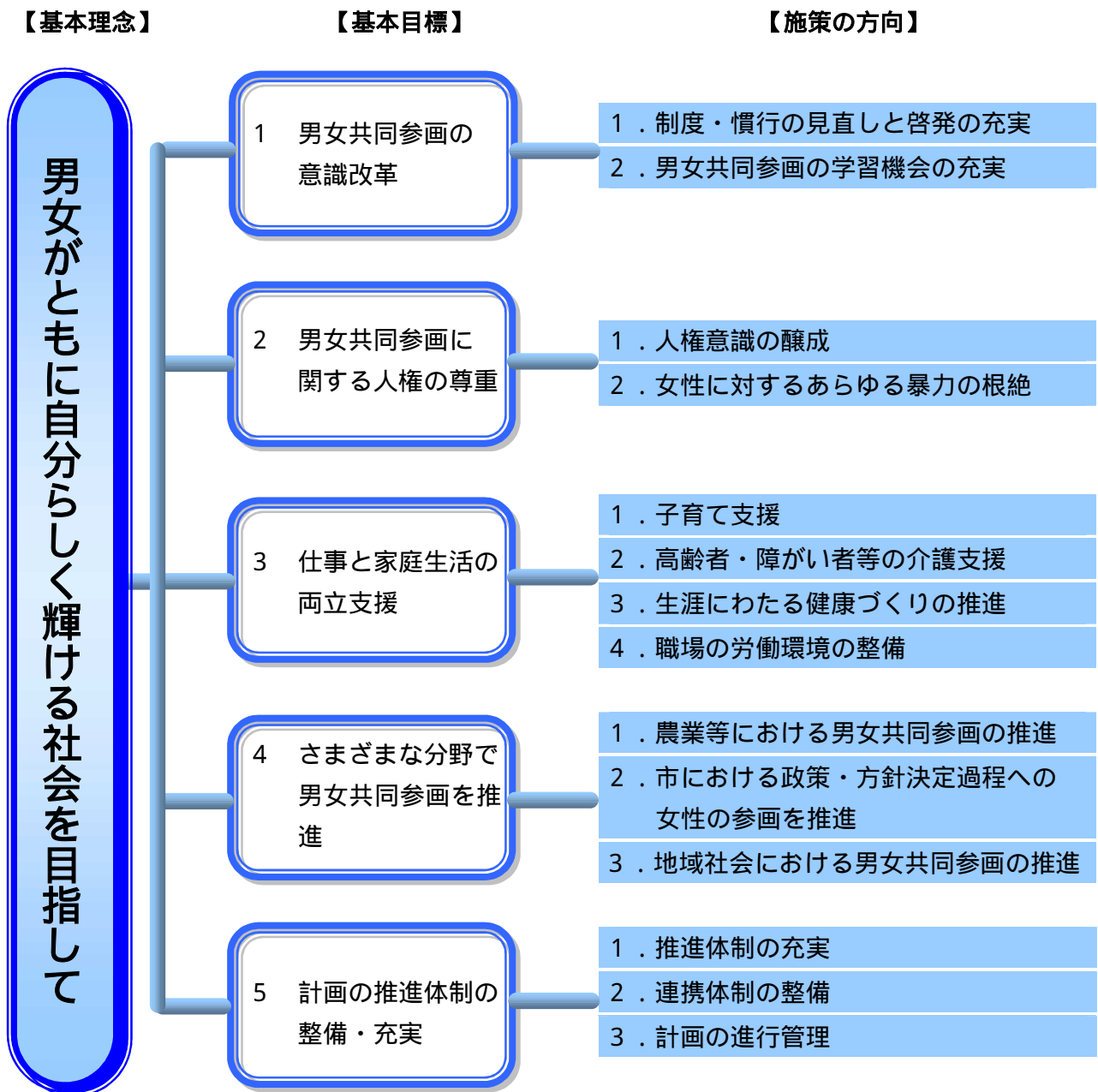
そのため、上記1から3に該当しない分野として、県で推進している農業等の分野、推進主体としてのみどり市職員、地域社会における男女共同参画を推進します。

5 計画の推進体制の整備・充実

男女共同参画社会を実現するためには、上記のさまざまな施策を実施し、男女共同参画庁内推進会議を中心とした、計画の着実な推進が必要となります。

そのため、男女共同参画の推進に関して意見等を行う男女共同参画推進審議会の運営、団体や県・近隣自治体等との連携体制の整備、計画の進行管理など、推進体制を整備・充実します。

3. 体系図





4．具体的施策一覧

基本目標 1 男女共同参画の意識改革

1．制度・慣行の見直しと啓発の充実

- 1 広報紙における配慮
- 2 市の施策や刊行物についての配慮
- 3 市の施策に対する意見の受け付け
- 4 家庭における男女共同参画の推進
- 5 男女共同参画に関する啓発品の配布と設置
- 6 男女共同参画に関する講演会等の開催
- 7 出前講座による啓発活動の推進
- 8 男女共同参画写真コンテスト等の実施

2．男女共同参画の学習機会の充実

- 9 幼児期における男女共同参画意識の醸成
- 10 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- 11 男女共同参画の視点に立った進路指導等の推進
- 12 学校教育の場における研修、研究
- 13 保育園での園児に対する指導方法の研修
- 14 学校における男女共同参画に関するコンテストの推進
- 15 保護者に対する啓発の推進
- 16 男女共同参画に関する講座・セミナーの充実

基本目標 2 男女共同参画に関する人権の尊重

1．人権意識の醸成

- 17 学校における人権教育の推進
- 18 講演会、研修会の開催
- 19 人権展の開催
- 20 人権啓発冊子の作成・配布
- 21 地域人権啓発活性化事業の講演会の実施

2．女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 22 講演会、研修会の開催
- 23 セクハラ防止と対処の推進
- 24 セクハラ防止に関する啓発活動
- 25 DVに関する啓発活動
- 26 DVに関する講演会の開催
- 27 DVに関する相談窓口の広報
- 28 DVに関する相談体制の充実
- 29 DV被害者への支援
- 30 住民基本台帳におけるDV被害者支援措置

基本目標3 仕事と家庭生活の両立支援

1. 子育て支援

- 31 両親学級の開催
- 32 妊娠、出産、子育て期の健康支援
- 33 相談体制の充実
- 34 家庭教育学級の開催
- 35 男性の家庭参加の推進
- 36 各種子育て支援サービスの充実
- 37 子ども医療費助成制度
- 38 母子家庭の自立・就業支援
- 39 母子・父子家庭等医療費助成制度
- 40 要保護児童対策地域協議会の充実
- 41 児童虐待防止対策の推進

2. 高齢者・障がい者等の介護支援

- 42 高齢者の社会参加の推進
- 43 介護保険・高齢者福祉サービスの充実
- 44 介護予防サポーター養成事業
- 45 高齢者虐待対応・認知症高齢者支援ネットワーク事業
- 46 障がい者の社会参加の推進
- 47 障がい福祉サービスの充実

3. 生涯にわたる健康づくりの推進

- 48 思春期体験学習の実施
- 49 性に関する適切な教育の推進
- 50 食育推進事業
- 51 桐生大学との連携による女性対象講座の実施
- 52 健康相談の実施
- 53 女性特有のがん検診の推進
- 54 不妊治療助成事業

4. 職場の労働環境の整備

- 55 団体等との連携による啓発活動
- 56 団体等との連携による研修会の実施
- 57 事業主や従業員に対する働きかけ
- 58 事業所への男女共同参画推進への取り組み
- 59 事業所における女性管理職の登用の働きかけ
- 60 事業所における「男女共同参画推進員」設置の促進
- 61 市職員に対する育児休暇等の取得の推進
- 62 市役所内のノー残業デー設置の検討



基本目標 4 さまざまな分野で男女共同参画を推進

1. 農業等における男女共同参画の推進

- 63 農業における啓発の促進
- 64 各種研修会等の実施
- 65 家族経営協定の締結促進
- 66 農業委員の女性委員登用にに向けた働きかけ
- 67 女性起業ネットワークの構築
- 68 桐生みどり農村女性会議の充実
- 69 桐生地区農業指導センター（県）との連携促進

2. 市における政策・方針決定過程への女性の参画を推進

- 70 職員研修における男女共同参画の意識啓発の実施
- 71 男女共同参画職員研修の実施
- 72 女性の能力向上に関する外部研修等への参加
- 73 女性職員採用の推進
- 74 女性管理職の登用の推進
- 75 各種審議会等への女性委員参画の推進

3. 地域社会における男女共同参画の推進

- 76 講演会時の託児室設置
- 77 地域活動における女性の参画の促進
- 78 NPO・ボランティアに関する啓発活動
- 79 各種委員の活動促進

基本目標 5 計画の推進体制の整備・充実

1. 推進体制の充実

- (1) 庁内推進体制の充実
- (2) 男女共同参画推進審議会の運営

2. 連携体制の整備

- (1) 男女共同参画を推進する団体等との連携・支援
- (2) 国・県等関係機関との連携

3. 計画の進捗管理

- (1) 事務事業評価の実施
- (2) 計画の見直し

各 論

- 第 1 章 男女共同参画の意識改革
- 第 2 章 男女共同参画に関する人権の尊重
- 第 3 章 仕事と家庭生活の両立支援
- 第 4 章 さまざまな分野で男女共同参画を推進
- 第 5 章 計画の推進体制の整備・充実

第1章 男女共同参画の意識改革

1. 制度・慣行の見直しと啓発の充実

(1) 現状と課題

社会構造の変化や経済状況により、人々の働き方が変化し、以前と比べて女性の社会進出が進んでいます。しかし、職場や地域、社会通念、しきたりなどで長年人々の意識の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識は、まだ根強く存在しています。

固定的な性別役割分担とは、例えば「男性は仕事、女性は家事・育児」、「女性は管理職に向いていない」などを指し、性別を理由に個人の生き方を決めてしまうことです。その中には、自由な発想や多様な人生の選択を妨げる原因となっているものが少なくありません。

男女共同参画社会を実現するためには、十分な啓発活動を行い、固定的な性別役割分担にとらわれた意識や制度を見直していく必要があります。

国では、毎年6月に「男女共同参画週間」を実施するなど、広報・啓発活動に取り組んでいます。しかし、「男女共同参画社会」という言葉自体の周知度が国全体で見ても低く、男女共同参画についての適切な理解が依然として浸透していない状況です。

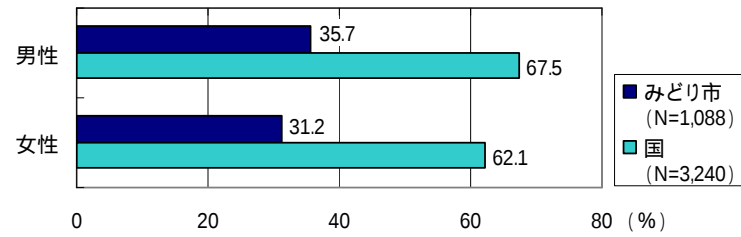
みどり市においても、平成20年度に実施した市民意識調査では、「男女共同参画社会」という言葉の周知度は男女とも3割台であり、国調査結果の半数以下で非常に少ないのが現状です。

また、「男は仕事、女は家庭」という考え方は、「どちらかといえば賛成」が男女ともに国調査結果よりも高く、家事は女性の役割、生活費の確保は男性の役割とする固定的な性別役割分担意識が見られます。

これまで、男女共同参画に関する啓発は、広報紙等への掲載やリーフレットの配布などを行ってきました。今後は、新たに対象別に特化した広報活動や、冊子等は分かりやすさを工夫した内容にするなど、男女共同参画に関する一層の啓発活動が必要となります。

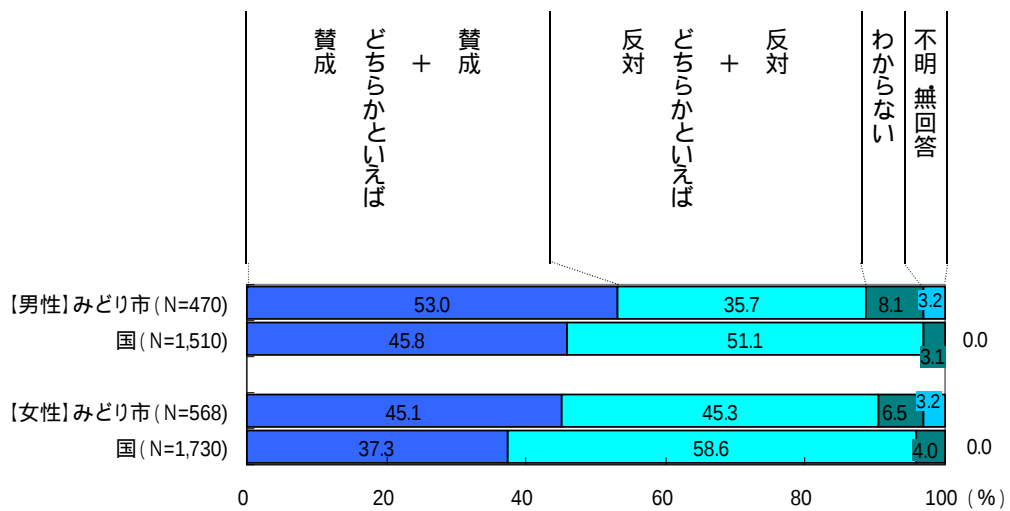


■「男女共同参画社会」という言葉を知っている



資料：みどり市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成 20 年度）
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 21 年度）

■「男は仕事、女は家庭」という考え方



資料：みどり市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成 20 年度）
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 21 年度）

(2) 施策の展開

社会制度や慣行には、性別による固定的役割分担意識に根ざしたものがああります。この意識を変革していくためには、男女平等を基礎とする男女共同参画について、市民に周知を図り理解を深めていく必要があります。そのため、講演会・講座の開催や広報紙などを通じて、啓発活動や情報の提供を推進します。

また、市の施策や刊行物については、男女共同参画の推進に配慮して取り組み、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼさないように改善していきます。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
1	広報紙における配慮	「広報みどり」において、男女共同参画の推進に配慮した広報紙づくりを行います。	市民	秘書課
2	市の施策や刊行物についての配慮	市の施策や刊行物について、男女共同参画の推進に配慮した取り組みを行います。	市民	全課・局・室
3	市の施策に対する意見の受け付け	男女共同参画の推進に影響を及ぼす市の施策について、意見を受け付け、必要に応じてその施策の見直しを行います。	市民	企画課
4	家庭における男女共同参画の推進	男女共同参画についての周知と理解促進を目的として、「広報みどり」やホームページへ記事を掲載するほか、リーフレットなどを作成し配布します。	市民	企画課
5	男女共同参画に関する啓発品の配布と設置	男女共同参画に関する啓発品として、メッセージ入りのティッシュなどを窓口に設置するほか、各種研修や講演会の際にも配布し、啓発を行います。	市民	企画課
6	男女共同参画に関する講演会等の開催	男女共同参画についての周知と理解を深めるため、講演会等を開催します。	市民	企画課
7	出前講座による啓発活動の推進	男女共同参画に関する出前講座の活用を啓発し、理解を深めます。	市民	企画課
8	男女共同参画写真コンテスト等の実施	男女共同参画に関する写真コンテストなどを実施し、視覚による分かりやすい理解促進の啓発を行います。	市民	企画課



(3) 目標値

指 標	現状値 (平成20年度)	目標値 (平成26年度)
「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合	31.8%	60%
「男は仕事、女は家庭」という、性別役割分担意識に対し、反対である人の割合	40.3%	50%
「広報みどり」における男女共同参画に関する記事の掲載	年2回	年6回



第1回男女共同参画写真コンテスト優秀賞「優しさに包まれて」 土谷 芳治



男女共同参画シンボルマーク

内閣府男女共同参画局では、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重し合い、共に歩いていけたらという願いがこめられています。



男女共同参画

2. 男女共同参画の学習機会の充実

(1) 現状と課題

少子高齢化や国際化、高度情報化など、急激に変動する社会に対応していくためには、男女一人ひとりが自立して能力を発揮し、社会に参画する必要があります。その基礎となるのは教育、学習活動です。

男女共同参画の意識づくりには、保育園や幼稚園の幼児期から固定的な意識を身につけないようにすることが大事です。小中学校においても、性別にかかわらず一人ひとりの個性と能力を大切に、他人を思いやり、尊重するという男女平等意識に基づき、男女共同参画の視点に立った教育を進めることが求められています。

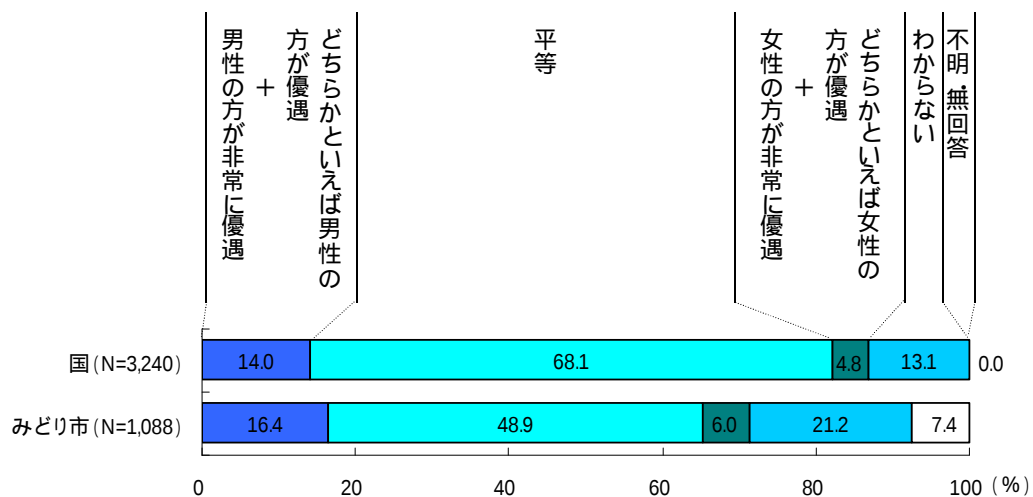
教育については、幼児期から男女の差別なく同様の教育を受けているにもかかわらず、工学・製造・建築分野における女性の割合は非常に少なく、各国と比較しても、日本は最低水準となっています。男女が個性と能力を十分に発揮し、社会のさまざまな分野に参画するためには、固定的な性別役割分担にとらわれない進路選択をする能力を身につけることが必要とされます。

そのため、学校教育の場だけではなく、家庭や生涯にわたり多様な学習の機会が確保されることが重要となります。

みどり市においては、市立保育園、幼稚園の職員を対象に男女共同参画研修等を行い、学校教育の場では、群馬県人権教育充実指針に沿い、男女平等の教育を実践しています。しかし、市民意識調査の学校教育の場における平等感では、国調査結果の約7割に比べ、みどり市は約5割程度となっており、今後ともこれらを継続して実施する必要があります。

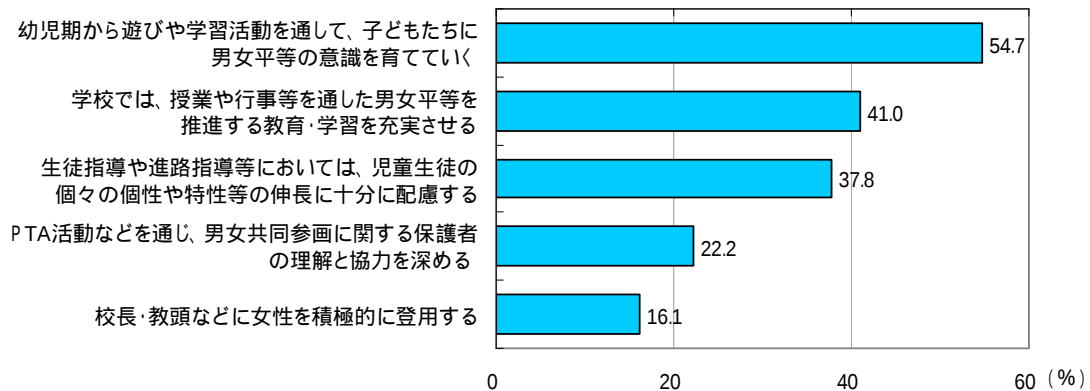


■「学校教育の場」における平等感



資料：みどり市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成 20 年度）
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 21 年度）

■教育の場で男女平等の意識を育てるために必要なこと【上位 5 位】（N=1,088）



資料：みどり市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成 20 年度）

(2) 施策の展開

保育園、幼稚園では、性別にかかわらず園児一人ひとりの個性が重視される遊びの環境づくりに配慮し、男女共同参画の視点に立って園児と接します。

学校教育の場では、道徳や特別活動、総合的な学習の時間等における体験学習や、各教科の授業を通じて、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

また、生徒個人の生き方や能力、適正を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに主体的に進路を選択する能力や態度が身につけられるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導を行います。

保護者を対象とした啓発としては、男女共同参画についての適切な理解を深めるため、園や小中学校を通じたリーフレットの配布等による啓発活動を行います。

さらに、すべての男女が生涯にわたり、自分の希望する生き方を選択するとともに、その個性と能力を発揮して社会のさまざまな分野に参画し活躍できるよう、生涯学習の充実にも努めます。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
9	幼児期における男女共同参画意識の醸成	保育園、幼稚園と連携し、男女共同参画に係るリーフレット等の配布や、講演会等の広報などの啓発活動を行います。 また、保育園、幼稚園においては、性別にとらわれない遊びの環境構成を工夫するなど、男女共同参画の視点に立った取り組みを推進します。	保育園・幼稚園園児の保護者 保育園 幼稚園	企画課 こども課 学校教育課
10	男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	特別活動や総合的な学習の時間において、男女共同で行う作業のよさや楽しさが体験できる学習を行うほか、道徳や各教科の中で男女がそれぞれを認め合い、尊重し合うことの大切さを理解させます。 また、社会科の授業を通じ、男女平等の歴史的背景や重要性・必要性を学びます。	小中学校 児童生徒	学校教育課
11	男女共同参画の視点に立った進路指導等の推進	職業に対する性別による固定的な考え方にこだわらず、幅広い職業選択を念頭に置いて主体的な進路の選択ができるよう、指導します。	中学校生徒	学校教育課



12	学校教育の場における研修、研究	男女共同参画の視点で教育を行うため、定期的な研修会を行います。 また、市立の各幼稚園、小学校、中学校を管理する市教育委員会・指導主事の指導訪問による授業参観、改善方法の指導等を行います。	幼稚園 小学校 中学校教職員	学校教育課
13	保育園での園児に対する指導方法の研修	男女共同参画の視点で子どもと接するため、研修会等に参加します。	保育園職員	企画課 こども課
14	学校における男女共同参画に関するコンテストの推進	小中学校を通じた男女共同参画に関する標語などのコンテストを推進します。	小中学校 児童生徒	企画課 学校教育課
15	保護者に対する啓発の推進	男女共同参画についての理解を深めるため、小中学校を通じて、保護者に向けたリーフレットなどを作成し配布します。 また、PTAと連携し、男女共同参画に関する研修会を行うことを検討します。	小中学校 児童生徒の保護者	企画課 学校教育課
16	男女共同参画に関する講座・セミナーの充実	男女共同参画について理解を深めるための講座の実施や、学習の機会を設けるためのセミナーを開催します。	市民	社会教育課 企画課

(3) 目標値

指 標	現状値 (平成20年度)	目標値 (平成26年度)
保育園・幼稚園職員の男女共同参画研修会への参加	年0回	年2回
保育園、幼稚園、小中学校を通じた男女共同参画に関するリーフレット等の配布	年1回	年3回
男女共同参画に関するセミナーの開催	年1回	年3回

第2章 男女共同参画に関する人権の尊重

1. 人権意識の醸成

(1) 現状と課題

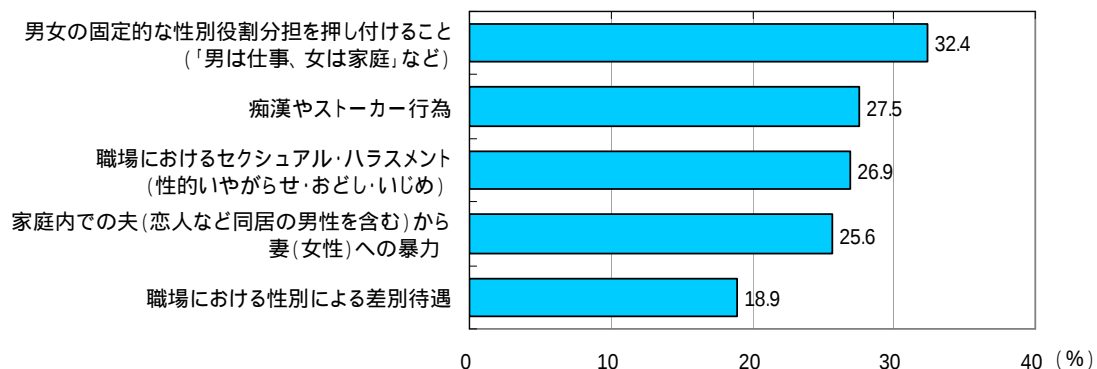
日本国憲法では、法の下での平等と、個人としての尊重についてうたわれており、男女共同参画を推進していくにあたり、人権の尊重は基本的な考えとなるものです。

男女共同参画社会は、男女がともに個人としての人権が尊重される社会であり、男性と女性がともにより良い関係を築いていくためには、お互いの人権を尊重しあうことが必要です。

国では、「人権週間」等のあらゆる機会を通じて、講演会や座談会の開催、新聞・雑誌・ポスター等による啓発活動を行い、人権尊重思想の普及に努めています。

みどり市においても、人権展や各種研修会等を行っていますが、参加者に広がりが見られず、今後幅広い呼びかけとPR活動により、市民への人権尊重意識の一層の啓発を行っていく必要があります。

■ 女性の人権が尊重されていないと感じること【上位5位】 (N=1,088)



資料：みどり市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成20年度）



(2) 施策の展開

男女がお互いの人権を尊重する意識が高まるよう、講演会、研修会、人権展の開催や冊子の配布などの啓発を進め、さまざまな広報活動により人権尊重意識の啓発を推進します。

また、子どもたちが人権問題について理解を深め、自立の意識を育むために、個人の尊厳、人権の尊重に関する教育の充実に努めます。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
17	学校における人権教育の推進	人権教育の歴史的背景や重要性・必要性を学ぶなど、群馬県人権教育充実指針に沿い、学校教育における人権教育を推進します。	小中学校 児童生徒	学校教育課
18	講演会、研修会の開催	市民や市職員などを対象にした講演会や、市人権教育推進協議会委員対象の研修会の開催を実施し、さまざまな人権問題への理解を深め、差別解消を図ります。	市民 市職員 教職員 市人権教育推進協議会委員	社会教育課
19	人権展の開催	幼稚園生活での人権教育の内容や様子、小中学校での人権学習の成果を、作品発表という方法で展示・発表する「人権展」を毎年実施し、人権意識の啓発を図ります。 また、代表標語入りの啓発品を、市内園児、児童、生徒に配布するほか、講演会などの際に市民に配布します。	幼稚園園児 小中学校 児童生徒	社会教育課
20	人権啓発冊子の作成・配布	人権展出品作品を中心に啓発冊子を作成し、市内全戸に配布して啓発活動を行います。	市民	社会教育課
21	地域人権啓発活性化事業の講演会の実施	地域人権啓発活性化事業の一つとして、東毛地域人権啓発活動ネットワーク協議会による講演会を行い、人権問題への理解を深めます。	市民	市民課

(3) 目標値

指 標	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)
地域人権啓発活性化事業の講演会参加人数	50 人	130 人

2. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 現状と課題

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下、DVと言う。）性犯罪、セクシュアル・ハラスメント（以下、セクハラと言う。）及びストーカー等の被害者の多くは女性となっています。

また、高校生などの若年層のDV（デートDV）も深刻な社会問題となりつつあります。社会的、経済的、肉体的に優位に立つ男性が、弱い立場にある女性をさまざまな暴力で支配しようとする行為は、重要な人権侵害であり、その根絶は男女共同参画社会を実現するために必ず達成しなければならない重要な課題です。

この課題に対応するため、国では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の制定、配偶者暴力相談支援センターの設置、DV全国会議の開催、毎年11月の女性に対する暴力をなくす運動の実施など、さまざまな取り組みを行っています。

しかし、全国的に、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数、夫から妻への暴力の検挙件数は増加傾向にあります。

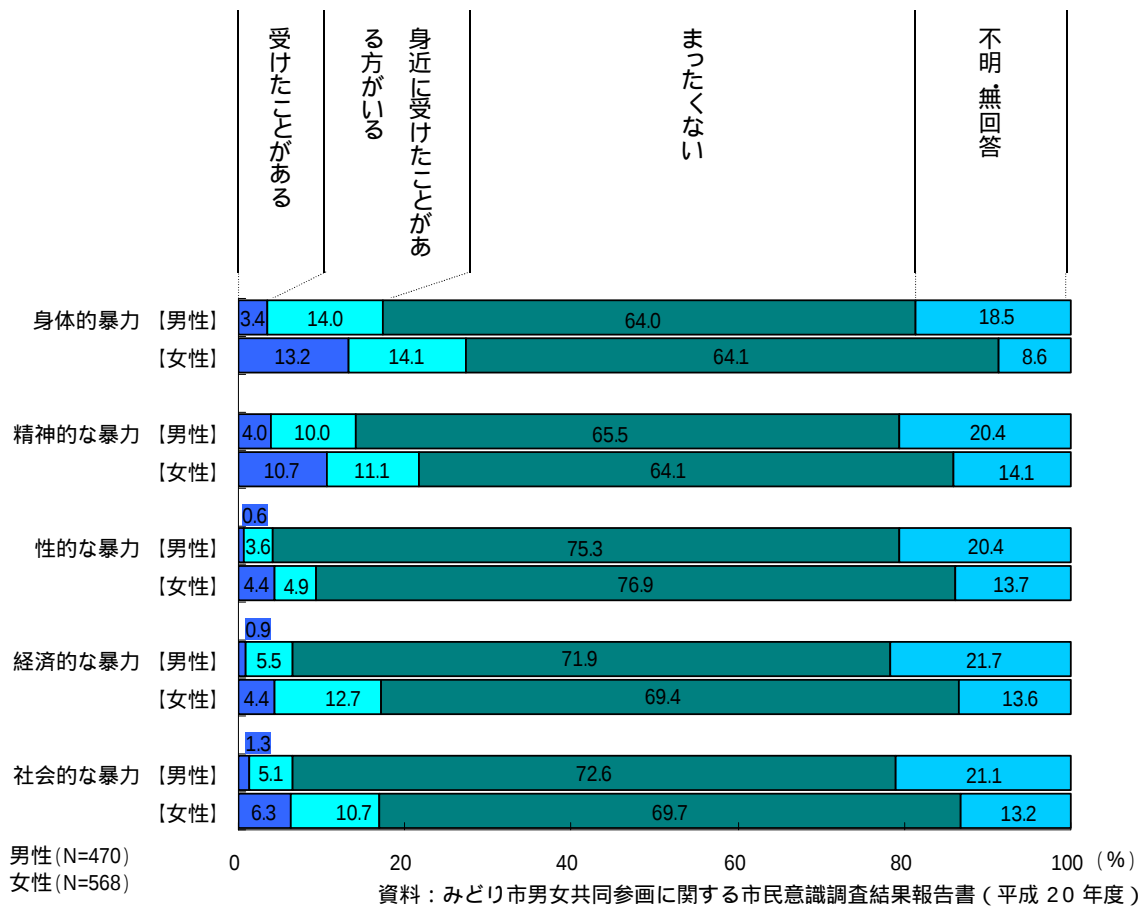
みどり市においても、市民意識調査によると、女性で身体的・精神的・性的暴力のいずれかを受けた人の割合は、20%程度と5人に1人が何らかの被害を受けたことがあるとの回答となっています。

DVは、家庭において行われることが多いため被害が見えにくく、子どもにも深刻な影響を与えます。特に、親の暴力を見て育った子どもが、暴力によるコミュニケーションを学習し、人間関係がうまく築けなかったり、将来DVの加害者や被害者になってしまう「暴力の世代間連鎖」が問題となっています。また、被害者も暴力をふるわれたと認識していない場合や、「しかたがない」と受け入れてしまい、暴力を再生産してしまう傾向もあります。さらに、加害者の犯罪性に対する意識が低いため、暴力が繰り返され段々エスカレートするということも重要な課題となっています。

そのため、被害者に対するケアはもちろんですが、予防活動から加害者への対応まで、「暴力の世代間連鎖」を断ち切るため、幅広い啓発活動の推進と施策の充実が必要となります。



■ DVの状況



DVに関する相談窓口

実施機関		電話番号	相談受付時間
群馬県女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)		027-224-4480	月～金 9:00～20:00 土・日・祝13:00～17:00
群馬県警察本部	警察安全相談室(警察本部の総合相談窓口)	027-224-8080	24時間受付 (ただし夜間休日は宿日直勤務員が応じます。)
	被害者支援室(犯罪被害者相談)	027-221-7777	
	性犯罪捜査係(性犯罪被害者相談)	027-224-4356	
	ストーカー対策係(ストーカー相談、DV相談)	027-243-0110(代表)	
県内の警察署		各警察署代表電話番号	
前橋市男女共同参画室		027-898-6520	月～金 9:00～16:00
高崎市福祉事務所(こども家庭課)		027-321-1315	月～金 8:30～17:15
館林市福祉事務所(こども福祉課)		0276-72-4111(代表)	月～金 9:00～16:00
女性の人権ホットライン(前橋地方法務局人権擁護課)		0570-070-810	月～金 8:30～17:15
最寄りの群馬県保健福祉事務所		県内の保健福祉事務所に相談してください。	

(2) 施策の展開

DVやセクハラなど、男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくために、講演会、研修会の開催やリーフレットの配布など、さまざまな啓発活動を行います。

また、被害にあった場合の相談窓口の充実や、緊急時の居場所の提供などの支援を行います。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
22	講演会、研修会の開催	さまざまな角度から人権問題をとらえ、DVに関するテーマについて講演会、研修会を開催します。	市民 市人権教育推進協議会委員 教職員 市職員	社会教育課
23	セクハラの防止と対処の推進	職場におけるセクハラの防止と対処を進めるため、市がモデル事業所として、相談・対処体制を構築します。	市職員	総務課
24	セクハラ防止に関する啓発活動	セクハラ防止のために、団体を通じて事業所へリーフレット等を配布します。	事業所	商工振興課
25	DVに関する啓発活動	DV・デートDVについて理解を深めるため、園や学校を通じて園児、児童、生徒及び保護者に向けたリーフレットなどを配布し、啓発活動を実施します。	保育園 幼稚園 小中学校 児童生徒 及び保護者	こども課 企画課 学校教育課
26	DVに関する講演会の開催	DVについて市民に広く周知するため、講演会を開催します。	市民	こども課 企画課
27	DVに関する相談窓口の広報	DV等の相談窓口が掲載されたカードを、公共施設に設置します。 また、民間施設や店舗等への設置も検討します。	市民	こども課
28	DVに関する相談体制の充実	こども課（家庭児童相談室）において、相談員によるDVの相談を行い、DV被害者に対して、関係機関と連携して支援します。	市民	こども課



29	D V 被害者への支援	こども課（家庭児童相談室）を通じて、D V 被害者に対して、緊急の居場所の提供などをはじめさまざまな支援を行います。	市民 D V 被害者	こども課
30	住民基本台帳における D V 被害者支援措置	D V 及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳制度を不当に利用して住民票等を請求した場合に、応じない措置を行います。	D V 及びストーカー行為等の被害者	市民課

（３）目標値

指 標	現状値 （平成 20 年度）	目標値 （平成 26 年度）
女性で、何らかの暴力被害を受けたことがある人の割合	20 %	15 %
保育園、幼稚園、小中学校を通じた D V ・デート D V に関するリーフレット等の配布	年 0 回	年 1 回
D V に関する講演会の開催	年 0 回	年 1 回



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

内閣府男女共同参画局では、女性に対する暴力の問題に対する社会における認識をさらに深めていただくため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志が表されています。



第3章 仕事と家庭生活の両立支援

1. 子育て支援

(1) 現状と課題

社会構造の変化や経済情勢により、「共働き」世帯が増加傾向にありますが、核家族化等が進行する中で、子育てなどの家庭生活と仕事の両立に困難な状況があります。

「共働き」は、経済的な事情もありますが、男女ともにそれぞれの夢、希望の実現に向けて、お互いに支え合いながら家庭生活を担っていく理想的なスタイルと言えるかもしれませんが、現実には、家事、育児、介護となると、仕事と家庭の両立支援策が十分でないことから、夫婦ともに苦勞することが多く、それが少子化の一つの要因になっているとも言われています。

男女が安心して子どもを生み育て、その他の活動とのバランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるようにするためには、社会全体の取り組みとして、仕事と子育ての両立や、子育ての負担感を緩和・除去するような環境整備を進めていくことが必要とされます。

国では、次世代育成支援対策推進法に基づく各種施策や、平成20年度から3年間を集中重点期間とした、新待機児童ゼロ作戦の展開など、さまざまな取り組みを行っています。

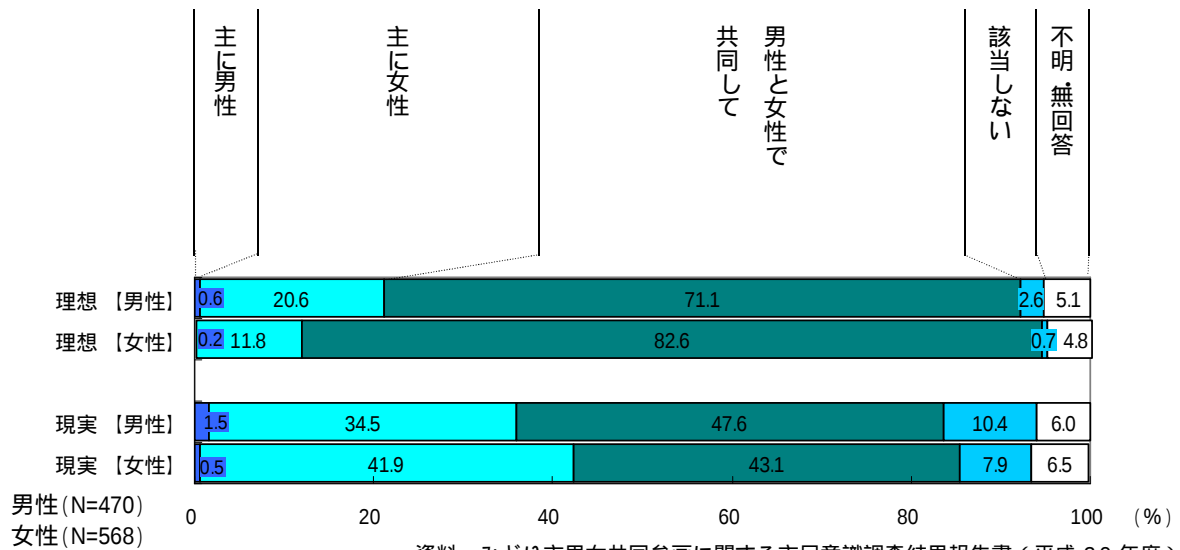
みどり市においても、次世代育成支援行動計画に基づき、各種保育サービスや子育て支援の充実を進めているところです。今後も、各種サービスの充実により、子育て等の家庭生活と仕事を両立できる支援や、男性の家庭参加を推進し、男女が協力して子育てを行うよう啓発を実施する必要があります。



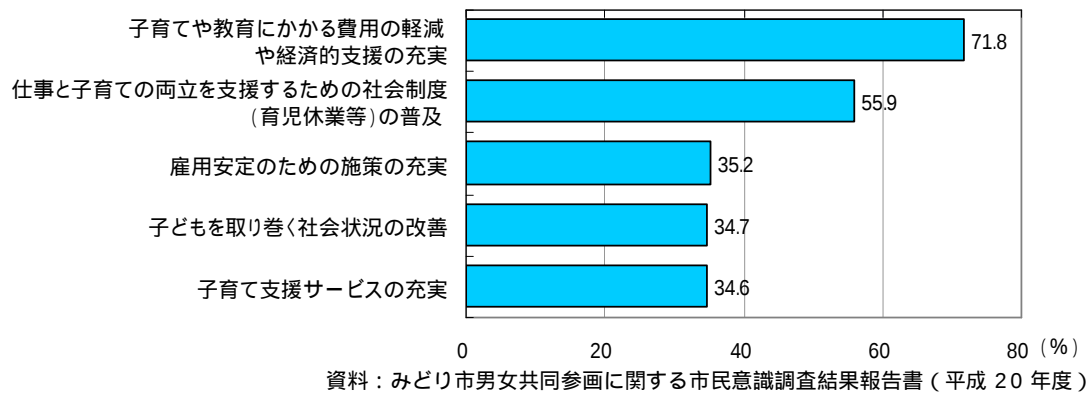
第1回男女共同参画写真コンテスト優秀賞「食洗機もお手のもの！」 久保田みどり



■ 育児・しつけの分担状況



■ 子育てしやすい社会づくりに必要なこと【上位 5 位】（N=1,088）



(2) 施策の展開

男女がともに家庭生活と社会のさまざまな分野における活動に参画するために、子育て支援のための各種サービスを充実します。

また、両親学級の開催や、男性の家庭参加を推進する講演会や事業を実施し、男女が協力し合う環境づくりを推進します。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
31	両親学級の開催	母性・父性の高揚の場とし、両親が協力して出産に臨み、育児をする心構えができるよう、講話と実習による両親学級を行います。	妊婦とその夫	健康管理課
32	妊娠、出産、子育て期の健康支援	妊娠届け出時から、生まれた子が3歳になるまで継続的に保健指導を行います。 また、新生児・乳児訪問、各乳幼児健診により子育て期の健康支援を行います。	妊婦～乳幼児をもつ親	健康管理課
33	相談体制の充実	子育てに関する方法や悩み、支援制度の利用方法など、子育てに関する相談体制を充実します。	子育て中の親	健康管理課 こども課
34	家庭教育学級の開催	母子のスキンシップ、母親同士、子ども同士の仲間づくり、さらに地域でのさまざまな仲間づくりを行うことを目的とし、家庭教育学級を開催します。	入園前の2・3歳児とその母親	社会教育課
35	男性の家庭参加の推進	男性の家庭参加を促すため、講演会や事業を実施します。 また、男性の家事、子育て等に関する冊子を配布し、啓発を行います。	市民	企画課
36	各種子育て支援サービスの充実	保育園、学童保育所の施設整備や運営の充実に努めます。 また、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援センター事業、第3子以降紙おむつ給付事業などの各種子育て支援サービスを充実します。	市民	こども課
37	子ども医療費助成制度	医療費の助成により保護者の負担軽減を図り、子どもの健全な育成を支援します。	0歳～中学3年生	市民課
38	母子家庭の自立・就業支援	母子家庭の経済的自立を目指し、高等技能訓練・自立支援教育訓練に対して助成を行います。	母子家庭	こども課



39	母子・父子家庭等医療費助成制度	18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭、及び18歳未満で父母のいない児童の医療費負担の軽減を図ります。	母子家庭 父子家庭 父母のいない児童	市民課
40	要保護児童対策地域協議会の充実	虐待を受けている児童をはじめ、非行に走った児童など、要保護児童の早期発見や適切な保護を図ります。	要保護児童	こども課
41	児童虐待防止対策の推進	民生委員児童委員や母子保健推進員の会議において、児童虐待に関する広報を行い、児童虐待の早期発見に努めます。 また、学校訪問、家庭訪問により、家庭状況の把握と関係機関とのケース会議を開催し、早期解決につなげます。	0歳～ 18歳未満	こども課

(3) 目標値

指 標	現状値 (平成20年度)	目標値 (平成26年度)
子どもの育児・しつけを「男性と女性で共同して」行う割合	44.6%	60%



第1回男女共同参画写真コンテスト優秀賞「お風呂はお父さんと」 椎名 美香

2. 高齢者・障がい者等の介護支援

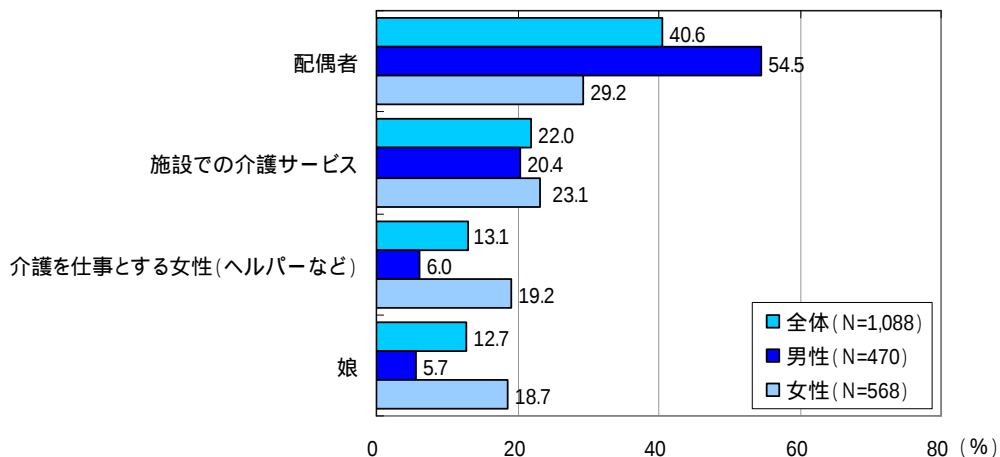
(1) 現状と課題

急速な高齢化の進行により、介護を必要とする高齢者が増加するとともに、介護が長期化・重度化する傾向にあり、介護する家族の負担は大きいものとなっています。今後も、介護が必要な高齢者の数は増加することが予測されており、介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、介護サービスを利用した社会全体で支えていく仕組みが必要となります。

また、高齢者や障がい者が、その意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、社会を支える重要な一員として充実した生活を送れる社会が求められています。

みどり市においては、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画」に基づき、さまざまなサービスの充実を図ってきましたが、男女共同参画の視点から、女性だけに負担が偏らないような支援を行っていく必要があります。

■介護が必要になった場合、介護をしてほしい人【上位4位】



資料：みどり市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成20年度）



(2) 施策の展開

男女がともに家庭生活と社会のさまざまな分野における活動に参加するために、高齢者及び障がい者への支援や、介護をする側への支援を充実します。

特に、女性に偏りがちな介護の負担を軽減するため、各種介護保険・高齢者福祉サービス等の充実に努めます。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
42	高齢者の社会参加の推進	高齢者が自立した生活を送り、社会のさまざまな活動に参加できるよう、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき推進します。	高齢者	介護高齢課
43	介護保険・高齢者福祉サービスの充実	男性のための料理教室等の開催により、男性の家事参加を推進するほか、女性に偏りがちな介護の負担が軽減できるよう、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、各種介護保険・高齢者福祉サービス等の充実に努めます。	高齢者とその家族	介護高齢課
44	介護予防サポーター養成事業	介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修を実施します。	市民	介護高齢課
45	高齢者虐待対応・認知症高齢者支援ネットワーク事業	関係機関とのネットワークを構築し、連携・協力を密にして、高齢者虐待の防止や早期解決に努めます。 また、認知症高齢者への理解と適切な支援を行います。	65 歳以上の高齢者	介護高齢課
46	障がい者の社会参加の推進	障がい者の社会参加と交流の機会など、障害者計画・障害福祉計画に基づき、障がい者の社会参加を推進します。	障がい者	社会福祉課 社会教育課
47	障がい福祉サービスの充実	家族の負担が軽減できるよう、障害者計画・障害福祉計画に基づき、各種サービスの充実に努めます。	障がい者とその家族	社会福祉課

3.生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 現状と課題

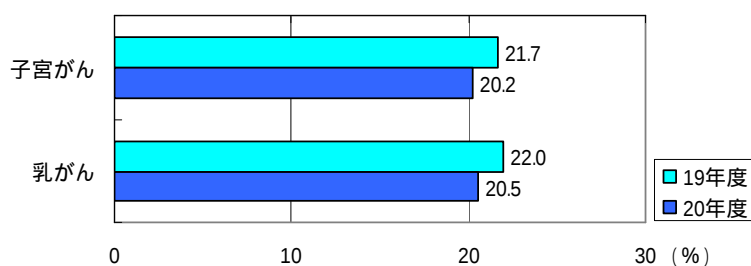
男女共同参画社会を実現するためには、男性も女性もそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合いお互いを尊重して、心身ともに健康を維持できることが必要です。

特に女性は、妊娠・出産のための仕組みが備わっていることから、思春期や更年期など、生涯にわたって男性とは異なる健康上の問題に直面します。そのため、健康について気軽に相談できる体制や、妊産婦へのきめ細かい支援、性差に配慮した医療の推進が課題となっています。

国では、国民全体の健康づくり運動として「健康日本21」や、母子保健分野として「健やか親子21」等の計画を推進しているほか、毎年3月を「女性の健康週間」として各種啓発事業を展開しています。

みどり市においては、女性のための健康講座や、乳がん・子宮がんなど、女性特有のがん検診を行っています。がん検診の受診率は20%程度と低くなっており、今後も一層の啓発活動と、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策を推進していくことが必要です。

■がん検診受診率



資料：健康管理課



(2) 施策の展開

幼少期から授業を通して性に関する適切な性教育を推進します。また、多感な中学生については、思春期体験学習を行い、母性、父性についての理解を図ります。

また、男女がともに健康で生きいきと暮らすため、食育の大切さや技術、知識の習得を図り、男女の固有の病気や身体機能を考慮した、生涯にわたる健康づくりを推進します。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
48	思春期体験学習の実施	事業に協力してくれる母親から、妊娠、出産、育児の体験談を聞いたり、乳幼児とのふれあいを通して母性及び父性を高めるため、思春期体験学習を行います。	中学校生徒	健康管理課
49	性に関する適切な教育の推進	小中学校の授業を通して、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて適切な性教育を行います。	小中学校児童生徒	学校教育課
50	食育推進事業	主に子育て中の親子に対し、健康づくりの一貫として、食育の大切さや食に関する技術、知識を習得するために、食育推進事業を行います。	子育て中の親子	健康管理課
51	桐生大学との連携による女性対象講座の実施	女性の健康維持・増進のために、女性市民を対象とした健康に関する講座を、桐生大学との連携により実施します。	女性市民	健康管理課
52	健康相談の実施	女性特有の疾病をはじめ、女性の健康づくりに役立てるため、健康に関するさまざまな相談を行います。	女性市民	健康管理課
53	女性特有のがん検診の推進	子宮がん検診（20歳以上の女性）と乳がん検診（40歳以上の女性）などの女性特有のがん検診を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、適切な健康管理に役立てます。	女性市民	健康管理課
54	不妊治療助成事業	不妊治療を行っている、法律上婚姻関係にある夫婦に対し、不妊治療費の助成を行います。	不妊治療をしている夫婦	健康管理課

4. 職場の労働環境の整備

(1) 現状と課題

働くことは、人々の生活の経済的基盤を形成するだけでなく、自己を確立し視野を広げるなど、非常に重要な役割であり、男女がともに有する権利です。

しかし、家事、育児などの家庭生活の活動については、女性が働いている・いないにかかわらず、女性に負担が偏りがちであるという現状があります。男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動のバランスが取れる環境づくりが重要です。

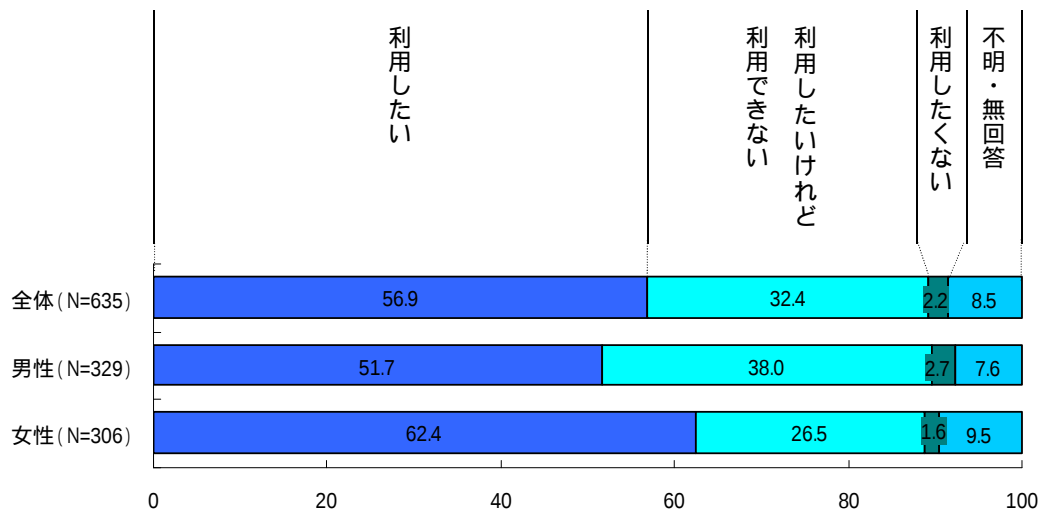
国では、昭和60年制定の男女雇用機会均等法は改正を重ね、制度上の改善が図られてつあります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するため、平成20年1月に「仕事と生活の調和推進室」が設置され、新たな取り組みを行っています。

みどり市においても、市民意識調査によると、理想では「仕事と家庭生活をともに優先したい」と考える人が多いですが、現実には「仕事を優先している」という結果になっています。そのため、労働条件を向上し、ワーク・ライフ・バランスを推進する啓発活動が重要となります。

商工業などの自営業はもとより、事業所についても、事業者と労働者の双方に法令の内容を十分理解されていない実情があり、情報提供や労働条件の整備を図ることが必要です。また、雇用以外の働き方も多様化していることから、在宅就業や起業を目指す女性が、男性と均等な機会の下で一層の活躍ができるような支援も必要とされています。

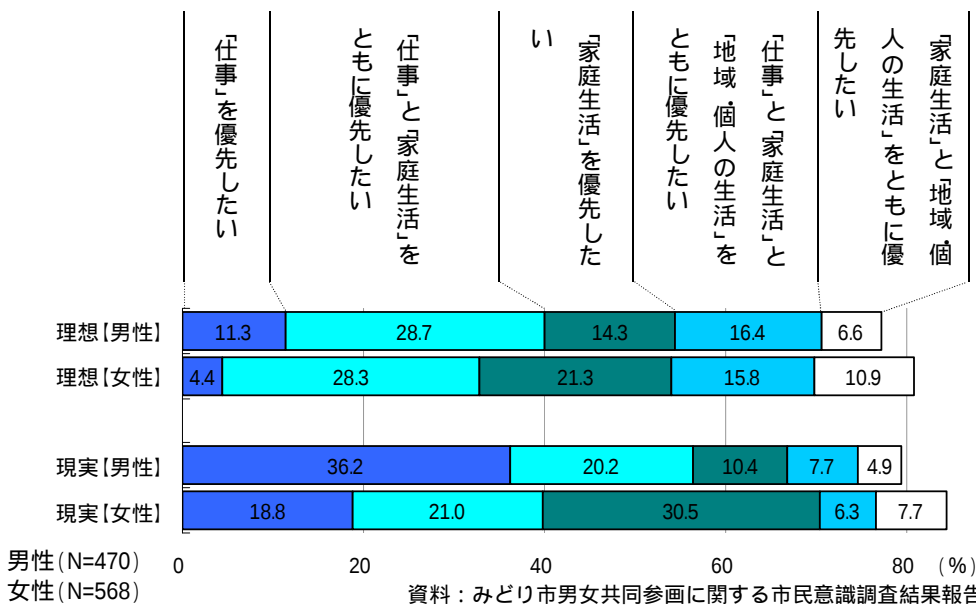


■ 育児・介護休業制度の利用希望



資料：みどり市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成 20 年度）

■ 日中の生活の理想と現実【上位 5 位】



資料：みどり市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成 20 年度）

(2) 施策の展開

男女の雇用の均等な機会や待遇が確保されるよう、法令の内容を事業主や市民に理解してもらうために情報提供を行います。

また、仕事とそれ以外の充実した時間を過ごすために、ワーク・ライフ・バランスを推進する啓発を行います。

市役所内においては、育児・介護休業の取得を推進するなど、模範となるような働きやすい職場環境づくりを進めます。また、労働時間の短縮や能率化に取り組み、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
55	団体等との連携による啓発活動	団体等を通じ、男女雇用機会均等法や男女共同参画に関するリーフレットなどの配布を行い、雇用者等の意識啓発を図ります。 また、男女共同参画に関する情報を提供し、関係者に働きかけを行うことを検討します。	団体等	商工振興課 企画課
56	団体等との連携による研修会の実施	団体等を通じ、女性の能力向上や男女共同参画に関する研修会の実施を検討します。	団体等	企画課 商工振興課
57	事業主や従業員に対する働きかけ	事業所等の経営者、管理者、従業員に対して、育児休業等の啓発活動を実施し、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを図ります。	事業所等の経営者 管理者 従業員	商工振興課
58	事業所への男女共同参画推進への取り組み	事業所を対象に啓発のための資料送付や取材などにより、男女共同参画推進を図ります。	事業所	企画課
59	事業所における女性管理職の登用の働きかけ	事業所等の経営者、管理者に対し、女性管理職の登用促進について啓発活動を実施します。	事業所等の経営者 管理者	商工振興課
60	事業所における「男女共同参画推進員」設置の促進	職場における男女共同参画を推進するため、「男女共同参画推進員」設置について啓発活動を実施します。	事業所等の経営者 管理者	商工振興課



61	市職員に対する育児休暇等の取得の推進	育児休暇、介護休暇、育児短時間勤務及び育児部分休業などの制度を取得しやすい環境をつくり推進します。	市職員	総務課
62	市役所内のノー残業デー設置の検討	労働時間の短縮・能率化を目的として、週に1日のノー残業デーの設置を検討し、ワーク・ライフ・バランスを図ります。	市職員	総務課

(3) 目標値

指 標	現状値 (平成20年度)	目標値 (平成26年度)
団体等との連携による男女共同参画に関する研修会等の開催	年0回	年1回
市男性職員の育児休暇取得率	0%	10%



カエルジャパンキャンペーンシンボルマーク

国では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、「カエル！ジャパン」キャンペーンを行っています。

【変える＝かえる！】

現状を「変える」というちょっと勇気がいることを、「カエル！」と称して、誰もが知っているカエルのキャラクターに託し、愛嬌をもって呼びかけていきます。

言葉の洒落は、難題にもユーモアを持って明るく、くじけず臨もうという思いであり、ホップ・ステップ・ジャンプと跳躍するその力にもあやかります。



第4章 さまざまな分野で男女共同参画を推進

1. 農業等における男女共同参画の推進

(1) 現状と課題

男女共同参画社会基本法では、食料自給率や食の安全、消費者の信頼の確保など、近年の食に関する意識の高まりも含め、農産漁業再生に向けた視点から、農業等における女性の参画が不可欠であるとしており、一つの柱として進めています。

県においても、「ぐんま農業・農村男女共同参画ビジョン」を策定し、農業や林業などにおける男女共同参画の推進に力を入れています。

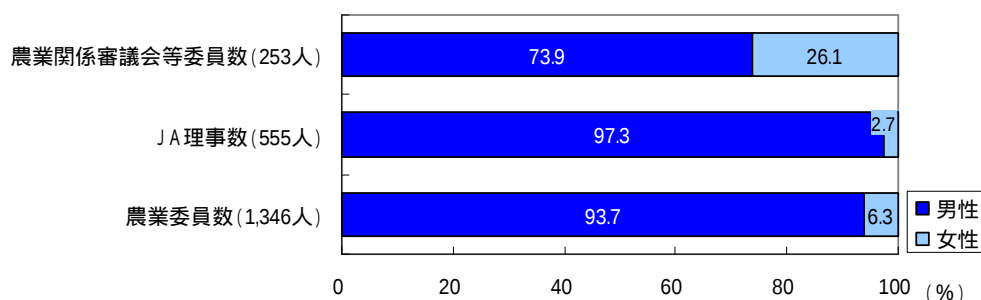
群馬県の農業就業人口に占める女性は約半数となっており、農業生産の重要な担い手です。しかし、農業者団体等役員の女性の割合は非常に低いものとなっています。

また、農業分野においては、生活の場と仕事の場が一体で、勤務時間や仕事の内容についても分けがなく、女性は男性と一緒に仕事をしながら、家事、育児、介護等を担っている状況があります。

みどり市においても、市民意識調査によると、掃除、洗濯、食事のしたくなどについては、約7割が「主に女性」が行っているという結果になっています。

男女共同参画の視点から、男性と女性が対等なパートナーとして、ワーク・ライフ・バランスを図る啓発と支援が必要となります。そのため、農業分野においては、農業委員など方針決定の場への女性の参画を強く推進する必要があります。

■群馬県農村女性の社会参画の状況



資料：ぐんま農業・農村男女共同参画ビジョン（平成17年3月31日データ）



(2) 施策の展開

農業の担い手の男女が、ともにその持てる力を十分に発揮できるように、固定的な性別役割分担意識や、それに基づく慣習等にとらわれないよう、家族経営協定の締結促進を図るとともに、各種冊子の配布、組織・団体等との連携による女性の社会参画を推進します。

また、農業委員の女性委員登用などを通じて、方針決定の場への女性の参画を拡大することや、女性起業ネットワークの構築などにより、女性が活動しやすい環境づくりを促進します。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
63	農業における啓発の促進	各地区の農業連絡組織を通じて、各農家に対し、男女共同参画に関するリーフレットの配布などによる啓発活動を促進します。	農業者	企画課 農林課
64	各種研修会等の実施	桐生地区農業指導センター（県）や群馬みどり農協と連携し、男女共同参画に関する各種研修会等の実施を検討します。	農業者	農林課
65	家族経営協定の締結促進	桐生地区農業指導センター（県）と連携し、農業委員の活動のひとつとして、家族農業経営主に家族経営協定締結の啓発に努め、契約締結の促進をします。	農業者	農業委員会 事務局
66	農業委員の女性委員登用に向けた働きかけ	国・県と連携を図りつつ、市及び関係機関等へ、女性農業委員の登用に向けた要請活動を展開します。	農業者 市及び関係機関等	農業委員会 事務局
67	女性起業ネットワークの構築	農業分野の女性の起業を支援するネットワークを構築するため、桐生地区農業指導センター（県）を通じて各種団体と連携し、地域女性の社会参画を促進します。	女性農業者等	農林課
68	桐生みどり農村女性会議の充実	女性農業者の社会的地位の向上を目指して各種研修を行い、ネットワークを広げて社会参画を促進します。	女性農業者	農林課
69	桐生地区農業指導センター（県）との連携促進	桐生地区農業指導センター（県）との連携により、農業における男女共同参画を推進します。 また、桐生地区農業指導センター（県）を通じて各種団体との連携を図ります。	女性農業者	農林課

(3) 目標値

指 標	現状値 (平成20年度)	目標値 (平成26年度)
家族経営協定の締結数	23組	33組
女性農業委員数	3人	4人



第1回男女共同参画写真コンテスト最優秀賞「老夫婦で田植え」 大澤 弘治



２．市における政策・方針決定過程への女性の参画を推進

（１）現状と課題

男女共同参画社会の形成にあたっては、女性の政策・方針決定過程への参画が重要であり、男女共同参画社会基本法では、「政策等の立案及び決定への共同参画」を基本理念の一つとして掲げています。

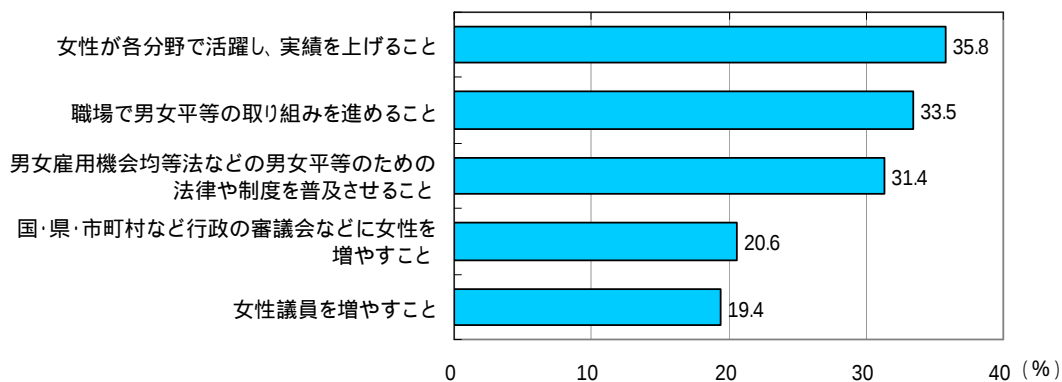
一方、みどり市の平成 21 年 4 月 1 日現在の審議会等における女性委員の比率は 16.3%、市職員の管理職に占める女性の割合は 10.4%と低くなっています。

政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるためには、女性がこれらの場に積極的に参画することが必要です。その環境整備として、女性自身が政策決定能力を高めていくことが必要とされており、その機会が与えられることも重要です。

そして、男性、女性のそれぞれの特性や視点から、多様な意見や考えが公正に反映されることが、誰もが住みよいみどり市の形成につながります。

今後は、市政のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させる取り組みと、さまざまな形でのポジティブ・アクション（積極的改善措置）の導入が必要となります。

■ 女性の社会参画のために大切なこと【上位 5 位】（N=1,088）



資料：みどり市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成 20 年度）

(2) 施策の展開

みどり市職員を対象に、職員の基礎及び共通認識として男女共同参画研修を行い、男女共同参画社会の実現について理解を深めます。

また、女性職員の政策・方針決定過程への参画を進めるため、外部研修等への参加を図るとともに、女性管理職の登用を推進します。

さらに、市の各種審議会等における女性委員の参加を積極的に推進します。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
70	職員研修における男女共同参画の意識啓発の実施	新規採用職員研修における「公務員倫理」、「人権について」の講義の中で、男女共同参画に関する意識啓発を行います。	市新規採用職員	総務課
71	男女共同参画職員研修の実施	みどり市職員の基礎及び共通認識として、男女共同参画研修を行い理解を深めます。	市職員	企画課
72	女性の能力向上に関する外部研修等への参加	女性管理者を育てるため、自治体女性管理者フォーラムによる「地方自治体女性管理監督者研修会」へ参加するなど、女性の能力向上に関する取り組みを推進します。	市女性管理職職員	総務課
73	女性職員採用の推進	職員採用の際には、男女比に偏りがでないよう性別にとらわれない採用を行います。	市職員	総務課
74	女性管理職の登用の推進	人事評価制度を有効活用し、人選をする際に効果的に取り入れ、女性管理職の登用を推進します。	市職員	総務課
75	各種審議会等への女性委員参画の推進	委員の年齢、男女構成等に関する基準を策定し、並行して審議会等への女性委員の参画を推進します。	市職員	総務課 企画課

(3) 目標値

指 標	現状値 (平成20年度)	目標値 (平成26年度)
審議会等における女性委員の割合	16.3%	35%
市職員課長以上の女性管理職の割合	10.4%	20%



3. 地域社会における男女共同参画の推進

(1) 現状と課題

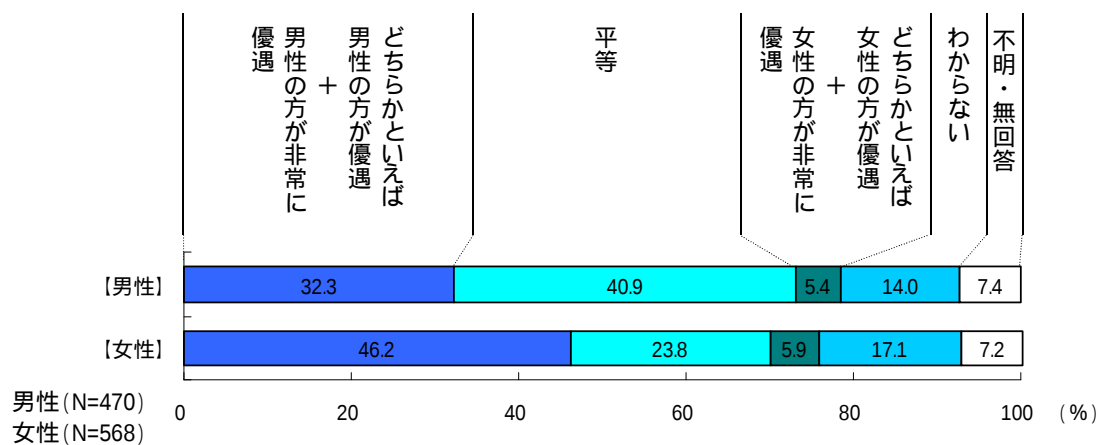
誰もが生きいきと暮らすことができるような活力ある地域社会を築くためには、行政区や町内会などの身近な地域活動においても、男女共同参画を推進する必要があります。

しかし、地域活動については、参加する女性自体は多いものの、役員や代表者は男性であることが多く、重要事項の決定は男性が行っている場合が少なくありません。

みどり市においても、市民意識調査によると、約4割が地域活動の場において男性の方が優遇されていると回答しており、女性のほうが優遇されているとの回答は、男女とも5%台で大きな偏りがあります。

今後は、ボランティア活動などを通じて、各種の地域活動へ男女がともに積極的に参画できるよう促進する必要があります。

■「地域活動の場」における平等感



資料：みどり市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成20年度）

(2) 施策の展開

男女がともに家庭生活等との両立を図りつつ、自らの生き甲斐や充実した時間を過ごすため、地域でのさまざまな活動に参画できる環境づくりを推進します。

また、NPOやボランティアに関する冊子を作成・配布するなど、市民活動・地域活動の推進を図ります。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
76	講演会時の託児室設置	男女共同参画に関する各種講演会の開催時に、子育て中の親が気軽に講演会に参加できるよう、託児室を設置します。	市民	企画課 こども課
77	地域活動における女性の参画の促進	行政区や町内会の行事等において、計画の段階から女性が加わり、意見が反映できるよう働きかけを行うなど、地域活動における女性の参画を促進します。	市民	全課・局・室
78	NPO・ボランティアに関する啓発活動	NPOやボランティアに関する冊子を作成し公共施設に設置するほか、NPO・ボランティア団体の情報をホームページに掲載して意識啓発を行います。	市民	企画課
79	各種委員の活動促進	地域で身近な相談役を担う、民生委員児童委員をはじめとする、各種委員の活動を通じて、男女が安心して暮らせる環境や社会参加の実現を図ります。	各種委員	全課・局・室

(3) 目標値

指 標	現状値 (平成20年度)	目標値 (平成26年度)
男女の地位の平等感について、「地域活動の場」で平等であると答える人の割合	31.1%	40%



第5章 計画の推進体制の整備・充実

1. 推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の充実

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、あらゆる分野での取り組みを展開することが重要であり、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。その中で行政の果たす役割は大きく、取り組み内容は幅広い分野にわたります。

そのため、すべての職員が男女共同参画社会について理解し、その形成を目指すという共通認識を持つように意識啓発を行います。

また、男女共同参画庁内推進会議を中心として関係各課の連携を密にし、この計画の着実な推進を図ります。

(2) 男女共同参画推進審議会の運営

この計画及びその他の男女共同参画の推進に関する重要事項について意見、提言を行う、男女共同参画推進審議会の運営を行います。

2. 連携体制の整備

(1) 男女共同参画を推進する団体等との連携・支援

男女共同参画を推進していくためには、市が直接行う施策だけではなく、関係団体、関係機関、企業等がそれぞれの立場でこの計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが必要となります。

そのため、男女共同参画に関する活動を行う団体と連携し、市民と協働で男女共同参画を推進します。

(2) 国・県等関係機関との連携

この計画の推進にあたり、国や県、近隣自治体等との連携を図ります。

3. 計画の進捗管理

(1) 事務事業評価の実施

この計画を実効性のあるものにするために、毎年度事務事業評価を行い、具体的施策や目標値の進捗状況について調査・点検し、実施状況等を報告書としてとりまとめ、これを公表します。

また、男女共同参画推進審議会は、報告を受けた進捗状況について、必要により市長へ提言を行うなど、進捗管理体制を構築します。

(2) 計画の見直し

この計画の最終年度である平成26年度には、社会情勢の変化等を踏まえ必要な見直しを行い、みどり市の男女共同参画のさらなる推進を図ります。



男女共同参画関連啓発資料

資料編

- 1 . 用語集
- 2 . 各種調査結果概要
- 3 . 策定経過
- 4 . みどり市男女共同参画推進審議会設置要綱及び委員名簿
- 5 . みどり市男女共同参画庁内推進会議設置要綱及び委員名簿
- 6 . 関係法令等

1. 用語集

■ 育児・介護休業法

育児休業と介護休業の制度の設置、子の養育と家族介護を行う労働者に対して、事業主が行わなければならない勤務時間などに関する措置や支援措置について定めている。これによって、育児・介護を行う労働者の雇用の継続や再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活の両立に寄与することを通じて、その福祉の増進と経済・社会発展に資することを目的としている。

■ NPO (Non Profit Organization)

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。

このうち、「NPO法人」とは、平成10年(1998年)に成立した特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した「特定非営利法人」の一般的な総称。

法人格の有無を問わず、さまざまな分野(福祉、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るもの。

■ M字カーブ

女性の年齢別労働力率が、就学期を終えた20歳代前半に高くなり、結婚・出産期にあたる20歳代後半から30歳代にかけて一時低下し、その後40歳代に再び上昇している場合、グラフを描くとM字型のカーブになることでこう呼ばれている。このようなM字曲線になっているのは、日本、韓国などの少数の国だけで、他の先進国では女性が継続して就業できる条件が整っており、M字の谷にあたる部分が上昇し、台形となっている。

■ 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

■ ぐんま農業・農村男女共同参画プラン

農村における男女共同参画を推進するための計画。群馬県農業振興プラン2010や群馬県男女共同参画基本計画を踏まえて策定され、平成18年度から平成22年度までの推進期間となっている。

■ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づき策定するもので、高齢者の健康と福祉の増進を図るために定める計画。介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき策定するもので、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画。

みどり市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成21年度～平成23年度)では、老人福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一



体として策定しており、「笑顔が輝くすこやか長寿プラン」を基本理念に掲げている。

■次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策についての基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、10年間をかけて集中的・計画的に取り組んでいくため、平成15年(2003年)7月に制定された。

市町村、都道府県、事業主は、それぞれ行動計画を策定し、達成しようとする目標、内容、実施時期等を定めて取り組みを進めることとなっている。

■障害者計画・障害福祉計画

障害者計画は、障害者基本法第9条第3項に定める市町村が行うべき障害者福祉施策に関する基本的な計画として位置付けられる。みどり市障害者計画2007(平成19年度～平成23年度)では、「個性が輝くノーマライゼーションのまち」を基本理念に掲げている。

障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条に基づく法定計画。第2期みどり市障害福祉計画(平成21年度～平成23年度)では、「障害のある人の自己決定と自己選択の尊重」、「三障害に係る制度の一元化と市町村を実施主体とする仕組みへの転換」、「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備」の3つを基本理念に掲げている。

■性別役割分担

「男は仕事、女は家事・育児」というように、性別を理由に、家庭・職場などあらゆる場面で役割を分けることをいう。

日本においては、こうした男女に対する固定的な役割分担意識が根強く残っている。この性別役割分担の克服が女性問題解決のための課題とされている。

■セクシュアル・ハラスメント(略称セクハラ)(性的いやがらせ)

相手の意思に反して行われる性的な嫌がらせのことで、ヌードポスターを掲示するなどの「環境型」や、地位や立場を利用して性的関係を求める「対価型」などがある。職場に限らず学校や地域社会も含めあらゆる場面で問題となっている。

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組みべき課題とその対策」(平成16年3月)では、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。」と定義している。

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

■男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行された。

■男女雇用機会均等法

女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念とし、事業主並びに国及び地方公共団体は、基本理念に従って、女性労働者の職業生活の充実が図られるよう努めなければならないと規定している。

■ドメスティック・バイオレンス(略称 DV)(配偶者からの暴力)

配偶者及び元配偶者からの暴力のことをいう。

暴力には「殴る」、「蹴る」などの身体的な暴力の他に、「大声でどなる」、「何を言っても無視する」などの精神的暴力、「生活費を渡さない」、「会社を辞めさせる」などの社会的暴力など、さまざまな種類がある。家庭内のことであるため、他人が介入しづらく被害が表面化しにくいという問題が指摘されている。

→デートDV

近年、配偶者のみではなく、10 歳代から 20 歳代を中心とした結婚をしていない交際相手からの暴力を受けることを、デートDVという言葉で表している。

■ファミリーサポートセンター

地域において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う（保育施設までの送迎、保育開始前や終了後に子どもを預かるなど）会員組織の事業。

この事業は、働く人々の仕事と子育てまたは介護の両立を支援する目的から、労働省（当時）が構想し、設立が始まった。現在では育児のサポートの対象は、子を持つすべての家庭に広がっており、ファミリーサポートセンターの設立運営は市町村が行う。（運営委託あり）

■暴力の世代間連鎖

親の暴力を目撃したり、自分自身が暴力を振るわれた子どもは、攻撃的な行為が有効な手段であると学習してしまい、ひきこもり、行動のコントロールが効かないなど人間関係がうまく築けなかったり、将来DVの加害者や被害者になってしまう連鎖のこと。

■ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

ポジティブ・アクションの例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。



男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

■労働力率

15 歳以上人口に占める労働力人口の割合。

労働力人口：15 歳以上人口のうち、就業者と完全失業者（働く意思と能力を持ち、求職活動を行っていないながら、就職の機会を得られない者。）を合わせたもの。

労働力状態不詳を「15 歳以上人口」及び「労働力人口」の双方に含めない。

■ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事と仕事以外の生活（家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など）が、自らが希望するバランスで展開できる状態。

「仕事の充実」と「仕事以外の充実」のバランスが保たれると、好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出するため、その基盤として極めて重要とされる。

2. 各種調査結果概要

(1) 市民意識調査結果概要

調査地域：みどり市全域

調査対象：市内在住の18歳以上の男女

抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出

調査期間：平成21年1月8日～2月1日

調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

回収状況：

配布数	回収数	回収率
2,000	1,088	54.4%

以下に、調査結果の概要と、各項目の代表的な設問の集計表を掲載する。

男女平等について

【学校教育の場】、【法律や制度の上】、【地域活動の場】では、比較的平等であると感じている方の割合が高くなっていますが、【政治の場】、【社会通念・慣習・しきたり】、【職場】においては、『男性の方が優遇されている』との回答が高くなっており、【社会全体】では全体の5割以上の方が不平等を感じています。

また、男女別にみると、『平等である』はすべての分野において、男性が女性を上回っており、男女で平等と感じる程度に差があることが分かります。

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、男女ともに「どちらかといえば賛成」の割合が最も高く、約4割の回答となっています。また、同設問を国調査と比較すると、みどり市では全体的に「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成である割合が国調査と比べて少し高くなっています。

このことから、みどり市においては、依然として男女の役割分担に肯定的である割合が全国平均より高くなっていることがうかがえます。みどり市における男女共同参画社会を実現するためには、まず男女共同参画の考え方を啓発する必要があります。

問1 あなたは、今の日本の社会では現実として男女の地位は平等になっていると思いますか。次の各項目についてあなたのお考えに最も近いものをお答えください。（単位：％）

家庭生活	全体 (1,088)	男性 (470)	女性 (568)
男性の方が非常に優遇されている	8.8	2.6	13.6

どちらかといえば男性の方が優遇されている	44.6	41.1	48.6
平等である	28.3	36.4	20.6
どちらかといえば女性の方が優遇されている	7.1	8.7	6.0
女性の方が非常に優遇されている	1.5	1.7	1.4
わからない	4.5	4.0	5.1
不明・無回答	5.2	5.5	4.8

職場	全体 (1,088)	男性 (470)	女性 (568)
男性の方が非常に優遇されている	14.3	10.9	17.4
どちらかといえば男性の方が優遇されている	46.3	46.8	46.5
平等である	16.4	17.7	15.3
どちらかといえば女性の方が優遇されている	4.9	7.2	3.0
女性の方が非常に優遇されている	1.2	2.3	0.4
わからない	8.9	7.4	9.7
不明・無回答	8.0	7.7	7.7

地域活動の場	全体 (1,088)	男性 (470)	女性 (568)
男性の方が非常に優遇されている	6.8	5.7	7.6
どちらかといえば男性の方が優遇されている	33.5	26.6	38.6
平等である	31.1	40.9	23.8
どちらかといえば女性の方が優遇されている	5.1	4.3	5.5
女性の方が非常に優遇されている	0.6	1.1	0.4
わからない	15.3	14.0	17.1
不明・無回答	7.5	7.4	7.2

学校教育の場	全体 (1,088)	男性 (470)	女性 (568)
男性の方が非常に優遇されている	2.2	0.9	3.3
どちらかといえば男性の方が優遇されている	14.2	10.0	18.1
平等である	48.9	56.4	43.5
どちらかといえば女性の方が優遇されている	4.9	5.5	3.9
女性の方が非常に優遇されている	1.1	1.7	0.7
わからない	21.2	18.1	23.6
不明・無回答	7.4	7.4	6.9

政治の場	全体 (1,088)	男性 (470)	女性 (568)
男性の方が非常に優遇されている	23.9	19.4	28.0



どちらかといえば男性の方が優遇されている	41.7	42.6	41.0
平等である	16.1	22.1	11.3
どちらかといえば女性の方が優遇されている	0.8	0.9	0.9
女性の方が非常に優遇されている	-	-	-
わからない	10.8	8.7	12.7
不明・無回答	7.7	6.8	8.1

法律や制度の上	全体 (1,088)	男性 (470)	女性 (568)
男性の方が非常に優遇されている	8.6	4.9	11.3
どちらかといえば男性の方が優遇されている	25.2	19.6	30.8
平等である	34.6	44.0	26.2
どちらかといえば女性の方が優遇されている	7.3	10.4	4.6
女性の方が非常に優遇されている	0.8	1.7	0.2
わからない	15.8	12.6	18.8
不明・無回答	6.3	6.6	5.3

社会通念・慣習・しきたりなど	全体 (1,088)	男性 (470)	女性 (568)
男性の方が非常に優遇されている	17.9	13.0	22.4
どちらかといえば男性の方が優遇されている	50.2	52.3	48.8
平等である	15.5	19.6	11.6
どちらかといえば女性の方が優遇されている	1.9	2.6	1.6
女性の方が非常に優遇されている	0.6	0.9	0.5
わからない	7.5	5.1	9.9
不明・無回答	6.7	6.4	6.2

社会全体として	全体 (1,088)	男性 (470)	女性 (568)
男性の方が非常に優遇されている	8.9	4.5	12.9
どちらかといえば男性の方が優遇されている	55.1	52.6	56.5
平等である	18.3	23.0	14.6
どちらかといえば女性の方が優遇されている	3.3	5.7	1.6
女性の方が非常に優遇されている	1.0	1.9	0.4
わからない	7.4	6.6	8.3
不明・無回答	6.1	5.7	5.8

問2 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのようにお考えですか。(単位: %)

	全体 (1,088)	男性 (470)	女性 (568)
賛成	8.9	11.5	6.7
どちらかといえば賛成	40.1	41.5	38.4
どちらかといえば反対	23.8	20.0	27.3
反対	16.5	15.7	18.0
わからない	7.3	8.1	6.5
不明・無回答	3.5	3.2	3.2

家庭生活について

結婚・子どものことについて、「結婚したら自分自身のことより家族を中心に考えて生活した方がよい」「子どもは、女の子らしさ、男の子らしさにこだわらず、個性を重視して育てた方がよい」「女の子も男の子も同じ程度の学歴を持つ方がよい」では、(賛成)と(どちらかといえば賛成)を合わせた『賛成』が7割を超えています。

理想とする家庭生活での役割分担については、【日常の家計管理】、【洗濯】、【食事のしたく】では「主に女性」の割合が高く、【生活費の確保】では「主に男性」が高くなっています。その他の項目では、「男性と女性で共同して」が高くなっています。

一方、実際の家庭生活の役割分担を見ると、【日常の家計管理】、【掃除】、【洗濯】、【食事のしたく】、【食事の後片づけ】では「主に女性」の割合が高く、【生活費の確保】では「主に男性」が最も高くなっています。

このことから、現状でも理想でも家事は主に女性の役割、生活費の確保は男性の役割と、家庭における固定的な性別役割分担意識が見られます。

平日の時間の使い方については、『家事・育児・介護の時間』は、男性は1～3時間未満の割合が最も高く、女性は3～6時間が最も高くなっています。一方、『仕事の時間』は、男性は9～12時間未満が最も高く、女性は6～9時間未満が最も高くなっています。

また、日中の生活の優先度についての希望は、男女とも「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」の割合が高くなっていますが、実際の生活では、男性は「『仕事』を優先している」が高くなっています。このことから、男性は仕事の時間が長く、忙しいため、家庭生活などとのバランスを保つことが難しい状況にあることがうかがえます。

現在の子どもの人数については、「満足している」との回答が5割を超えていますが、「満足していない」との回答も約3割となっており、その理由は、「経済的に生活が成り立たないから」との回答が6割を占めています。

このことから、子育て等に対する経済的支援が重要であることがうかがえます。

問5 次にあげる家庭生活のことについて、実際に男性と女性でどのように分担していますか。(単位: %)

生活費の確保	全体 (787)	男性 (336)	女性 (413)
主に男性	57.4	61.0	55.0
主に女性	7.5	6.3	8.0
男性と女性で共同して	29.9	28.9	31.2
その他(家庭外)	-	-	-
該当しない	0.4	0.3	0.5
不明・無回答	4.8	3.6	5.3

日常の家計管理	全体 (787)	男性 (336)	女性 (413)
主に男性	5.2	5.4	5.3
主に女性	73.2	73.8	72.4
男性と女性で共同して	14.5	14.0	14.8
その他(家庭外)	0.1	0.3	-
該当しない	0.5	0.3	0.7
不明・無回答	6.5	6.3	6.8

家庭における重要な決定	全体 (787)	男性 (336)	女性 (413)
主に男性	31.0	30.4	32.4
主に女性	7.8	7.4	7.7
男性と女性で共同して	54.4	56.0	53.0
その他(家庭外)	0.1	0.3	-
該当しない	0.8	0.3	1.2
不明・無回答	6.0	5.7	5.6

掃除	全体 (787)	男性 (336)	女性 (413)
主に男性	1.7	2.1	1.5
主に女性	70.0	65.5	73.6
男性と女性で共同して	22.6	27.4	19.1
その他(家庭外)	-	-	-
該当しない	0.3	0.3	0.2
不明・無回答	5.5	4.8	5.6

洗濯	全体 (787)	男性 (336)	女性 (413)
主に男性	1.5	1.8	1.5
主に女性	75.7	74.7	76.8
男性と女性で共同して	14.4	15.5	14.0
その他(家庭外)	0.1	0.3	-
該当しない	0.1	0.3	-
不明・無回答	8.1	7.4	7.7

食事のしたく	全体 (787)	男性 (336)	女性 (413)
主に男性	0.9	1.5	0.5
主に女性	79.3	75.3	82.6
男性と女性で共同して	13.7	17.6	10.9
その他(家庭外)	0.3	0.3	0.2
該当しない	0.4	0.6	0.2
不明・無回答	5.5	4.8	5.6

食事の後片づけ・食器洗い	全体 (787)	男性 (336)	女性 (413)
主に男性	2.2	2.7	1.9
主に女性	64.2	58.3	69.7
男性と女性で共同して	27.1	32.4	22.5
その他(家庭外)	0.1	0.3	-
該当しない	0.4	0.6	0.2
不明・無回答	6.1	5.7	5.6

育児・しつけ	全体 (787)	男性 (336)	女性 (413)
主に男性	0.9	1.5	0.5
主に女性	38.8	34.5	41.9
男性と女性で共同して	44.6	47.6	43.1
その他(家庭外)	0.4	0.6	0.2
該当しない	8.8	9.8	7.7
不明・無回答	6.6	6.0	6.5

教育	全体 (787)	男性 (336)	女性 (413)
主に男性	1.9	3.0	1.0
主に女性	30.1	27.1	32.4
男性と女性で共同して	50.7	53.3	49.4
その他(家庭外)	0.5	-	1.0
該当しない	9.1	10.1	8.5
不明・無回答	7.6	6.5	7.7

行政区・町内会活動	全体 (787)	男性 (336)	女性 (413)
主に男性	25.0	27.4	23.7
主に女性	19.8	16.1	23.0
男性と女性で共同して	44.7	46.7	42.9
その他(家庭外)	1.3	0.9	1.7
該当しない	3.6	4.5	2.9
不明・無回答	5.6	4.5	5.8

近所や親戚とのつきあい	全体 (787)	男性 (336)	女性 (413)
主に男性	7.8	10.4	5.8
主に女性	21.6	18.8	24.0
男性と女性で共同して	61.5	63.7	60.3
その他(家庭外)	0.8	0.3	1.2
該当しない	1.3	1.2	1.2
不明・無回答	7.1	5.7	7.5

子育て・介護について

子育てしやすい社会づくりのために必要なことは、「子育てや教育にかかる費用の軽減や経済的支援の充実」、「仕事と子育ての両立を支援するための社会制度(育児休業等)の普及」の割合が高くなっています。

介護が必要になった場合に希望する介護者については、男性は「配偶者」が54.5%、女性が



29.2%で、男性は女性の約2倍となっており、女性に介護の役割を期待する傾向が出ています。

しかし、高齢者の介護については、「公的な福祉サービスを利用して、家族の負担を軽減すべきである」の割合が男女ともに最も高くなっています。

このことから、介護の負担を女性のみに負わせることのないよう、介護保険制度の安定的な運用や男女ともに介護休業制度等が取得しやすい環境づくりを進める必要があります。

問10 女性が一生に産む子どもの数は1.32人(2007年6月厚生労働省発表)となり、依然として少子化の傾向にあります。あなたは子育てをしやすい社会づくりのためにどのようなことが必要だと思いますか。(単位:%)

	全体 (1,088)	男性 (470)	女性 (568)
子育てや教育にかかる費用の軽減や経済的支援の充実	71.8	73.4	70.6
子育てに不安を感じる人への相談体制の充実	24.4	21.3	27.1
子育てへの父親参加の促進	23.9	17.0	29.8
子育て支援サービスの充実	34.6	36.2	33.5
住宅事情の改善	15.7	15.1	15.8
仕事と子育ての両立を支援するための社会制度(育児休業等)の普及	55.9	53.2	59.3
子どもを取り巻く社会状況の改善	34.7	32.8	37.5
雇用安定のための施策の充実	35.2	37.9	33.1
その他	2.7	3.0	2.3
わからない	3.8	2.8	4.6
不明・無回答	6.5	7.0	5.6

問11 教育の場で、男女平等の意識を育てるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(単位:%)

	全体 (1,088)	男性 (470)	女性 (568)
幼児期から遊びや学習活動を通して、子どもたちに男女平等の意識を育てていく	54.7	55.3	55.1
学校では、授業や行事等を通して男女平等を推進する教育・学習を充実させる	41.0	43.6	38.9
生徒指導や進路指導等においては、児童生徒の個々の個性や特性等の伸長に十分に配慮する	37.8	35.7	39.1

教職員に対する男女共同参画を推進するための研修を行う	14.2	14.7	14.1
校長・教頭などに女性を積極的に登用する	16.1	13.8	17.4
PTA活動などを通じ、男女共同参画に関する保護者の理解と協力を深める	22.2	20.9	24.1
その他	3.3	4.0	2.8
わからない	8.8	7.7	9.7
不明・無回答	7.3	8.1	6.2

問13 国民生活基礎調査によると、介護者の71.9%(平成20年9月厚生労働省発表)が女性という実態が示されています。高齢者などの介護について、あなたはどのようにお考えですか。(単位:%)

	全体 (1,088)	男性 (470)	女性 (568)
男性も女性とともに介護するべきである	20.0	24.0	16.7
男女に関わらず、主に家族が介護をするべきである	12.6	14.9	10.6
公的な福祉サービスを利用して、家族の負担を軽減するべきである	51.6	44.3	58.1
問題はあがあるが、現状ではやむをえない	4.4	4.9	3.9
介護される側のことを考えると、女性が介護をする方がよいと思う	7.7	7.7	7.7
女性の役割として当然だと思う	0.9	0.9	0.9
その他	1.5	1.5	1.4
不明・無回答	1.3	1.9	0.7

社会活動・地域活動について

家庭の外での活動の参加状況について見ると、「活動に参加している」「現在は活動に参加していないが、今後は参加してみたい」と回答した方が約6割で、活動への意欲は高い傾向にあります。

しかし、社会活動・地域活動をする際に支障になっていることについては、男女とも「仕事が忙しく、時間がない」の割合が最も高くなっており、特に男性での回答割合が高くなっています。

また、住んでいる地域では「男女不平等はない」との回答が男性では最も高くなっていますが、女性では「女性がお茶くみや準備・片づけなどを担当することになっている」が最も高くなっており、男性と女性で感じ方に差があることが分かります。

今後、男女が協力して家庭生活や社会活動・地域活動へ積極的に参加していくためには、男女ともに多い順番に「夫婦や家族間でのコミュニケー

ションをよくはかること」男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」となっています。

このことから、社会活動・地域活動への参加は、自主性が求められるため、今後は個人の意識を改革するための啓発活動が必要です。

問 14 あなたは現在、家庭の外で何か活動に参加していますか。また、今後してみたいと思いますか。

(単位: %)

	全体 (1,088)	男性 (470)	女性 (568)
活動に参加している	24.1	25.3	23.1
現在は活動に参加していないが、今後は参加してみたい	34.6	32.6	37.1
現在も活動に参加していないし、今後も参加する予定はない	38.7	39.8	37.5
不明・無回答	2.7	2.3	2.3

問 15 あなたが社会活動・地域活動をしようとする際に支障になっていることは何ですか。

(単位: %)

	全体 (1,088)	男性 (470)	女性 (568)
仕事が忙しく、時間がない	36.2	45.1	29.4
職場の上司や同僚の理解が得られない	3.8	5.5	2.5
家事・育児が忙しく、時間がない	11.1	3.2	18.5
子どもの世話を頼めるところがない	3.5	1.7	5.3
親や病人の介護を頼めるところがない	4.2	2.6	5.8
配偶者や家族の理解が得られない	2.4	1.7	3.2
経済的な余裕がない	27.8	27.4	28.7
自分の健康や体力に自信がない	20.5	16.2	24.5
自分のやりたい活動をしているグループや団体を知らない	18.5	18.3	18.8
身近なところに活動する場所がない	9.9	10.2	9.7
その他	3.8	3.0	4.2
特に支障となることはない	19.3	20.4	18.0
不明・無回答	4.2	4.7	3.2

問 17 今後、男女が協力して家庭生活や社会活動・地域活動へ積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

(単位: %)

	全体 (1,088)	男性 (470)	女性 (568)
男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと	36.1	33.8	38.6

男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと	10.2	8.9	11.3
夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること	53.4	49.8	56.7
年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること	21.9	21.3	22.9
社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること	31.3	28.5	33.6
労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること	29.3	34.0	26.6
男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと	20.2	17.7	22.2
男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間(ネットワーク)づくりを進めること	16.5	16.0	18.0
その他	2.4	2.6	2.1
特に必要なことはない	7.8	8.7	7.2
不明・無回答	4.7	5.7	2.8

就労について

女性が職業を持つことについては、男女ともに「子どもができたら職業を辞め、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」の割合が最も高く、次いで「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」となっており、女性が仕事を持つことに肯定的な意見が多くなっています。

また、同設問を国調査と比較すると、「子どもができたら職業を辞め、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」との回答は、みどり市は 13.3 ポイント高く、子育てなどで一旦仕事から離れることを望む人が多いことがうかがえます。

育児や介護が必要な家族がいた場合、法律や社内規定で定められた休業制度を利用するかについては、「利用したい」との回答が最も高くなっていますが、「利用したいけれど利用できない」との回答も約 3 割となっています。

利用しない、または利用できない理由については、男女ともに「職場に休める雰囲気がないから」が最も高く、次いで「経済的に生活が成り立たなくなるから」となっています。

一方、「一度休むと元の仕事に戻れないから」や「職場にそのような制度があるかわからないから」では女性が男性を上回っています。



また、職場での待遇については、「お茶くみや雑用は女性がする」で、女性は、「はい」が「いいえ」を上回っており、その他の項目については「いいえ」が高くなっているものの、全体的にみると、職場における男性と女性の待遇には違いがあると感じている割合が男女ともに高くなっています。

このことから、みどり市においては、子育てのために仕事を一旦辞めて、子育てが一段落したら再び職業を持つという【再就職】を望む割合が高いことから、女性の再就職支援を強化するとともに、就労を継続できるよう、育児・介護休業制度の普及・利用を促す必要があることが考えられます。

問 19 あなたに育児や介護が必要な家族がいた場合、法律や社内規定で定められた休業制度を利用しようと思いますか。(単位: %)

	全体 (635)	男性 (329)	女性 (306)
利用したい	56.9	51.7	62.4
利用したいけれど利用できない	32.4	38.0	26.5
利用したくない	2.2	2.7	1.6
不明・無回答	8.5	7.6	9.5

問 19-1 育児や介護の休業制度を利用しない、またはできない理由は何ですか (単位: %)

	全体 (206)	男性 (125)	女性 (81)
経済的に生活が成り立たなくなるから	53.9	55.2	51.9
職場に休める雰囲気がないから	56.8	59.2	53.1
休みを取ると勤務評価に影響するから	27.2	30.4	22.2
自分の仕事は代わりの人がいないから	38.3	44.0	29.6
一度休むと元の仕事に戻れないから	17.0	12.8	23.5
現在取り組んでいる仕事を続けたいから	10.2	10.4	9.9
妻や夫など家族の理解が得られないから	1.5	2.4	-
家族の協力で、利用しなくても対応できるから	3.9	5.6	1.2
職場にそのような制度があるか分からないから	26.7	24.0	30.9
その他	5.8	4.8	7.4
不明・無回答	1.0	1.6	-

女性の人権について

女性の人権が尊重されていないと感じることについては、男女ともに「男女の固定的な性別役割

分担を押し付けること(「男は仕事、女は家庭」など)」の割合が最も高くなっています。

配偶者等からの暴力(DV)の経験については、「まったくない」が最も高くなっていますが、経験者や身近に経験者がいると回答した方は、女性に高くなっています。

DVを受けたときの対応については、「相談しようと思わなかった」で約3割となっています。また、「相談したかったが、相談しなかった」との回答は、男女ともに約2割となっています。

相談したかったが、相談しなかった理由については、男女ともに「相談しても無駄だと思った」、「自分さえ我慢すればやっていけるといった」との回答が高くなっています。

暴力に対して有効な援助については、男性では「被害者への家庭裁判所、弁護士、警察などによる法的援助」、女性では「被害者の身の安全を確保できる場所の提供」が最も高くなっており、公的な援助が有効であると考えられます。

問 21 あなたが、女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてですか。(単位: %)

	全体 (1,088)	男性 (470)	女性 (568)
男女の固定的な性別役割分担を押し付けること(「男は仕事、女は家庭」など)	32.4	30.2	34.5
家庭内での夫(恋人など同居の男性を含む)から妻(女性)への暴力	25.6	27.4	23.9
職場におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ・おどし・いじめ)	26.9	26.6	27.8
痴漢やストーカー行為	27.5	29.6	25.9
女性の働く風俗営業	12.7	11.9	13.0
女性のヌードを主にした雑誌やテレビ放映、アダルトビデオ	15.8	13.0	18.5
テレビや新聞、インターネット等における女性を蔑視するような表現や扱い	15.6	15.1	16.4
アイキャッチャー(人目をひくためのもの)として、女性の体やしぐさを使用した広告	11.2	9.6	12.5
職場における性別による差別待遇	18.9	20.6	18.3
その他	1.0	1.3	0.9
特になし	12.7	11.3	13.9
わからない	12.0	12.8	11.6
不明・無回答	11.5	13.0	9.5

問 22-1 配偶者等からの暴力(DV・ドメスティック・バイオレンス)について、あなたはだれかに打ち明けたり相談したりしましたか。

	全体 (146)	男性 (28)	女性 (113)
相談しようとは思わなかった	30.1	32.1	30.1
相談したかったが、相談しなかった	17.8	17.9	17.7
家族や友人に相談した	26.7	14.3	29.2
民間の相談機関に相談した	1.4	-	1.8
家庭裁判所・弁護士・警察署などに相談した	5.5	3.6	5.3
医師・カウンセラーなどに相談した	4.1	7.1	3.5
公的な相談機関(群馬県女性相談センター等)に相談した	1.4	-	1.8
その他	2.7	-	3.5
不明・無回答	18.5	25.0	16.8

問 22-2 あなたが、だれ(どこ)にも相談しなかったのは、なぜですか。
(単位:件数)

	全体 (26)	男性 (5)	女性 (20)
相談しても無駄だと思った	12	2	9
相談場所がわからなかった	6	-	6
相談する人がいなかった	7	1	6
自分さえ我慢すればやっていけると思った	10	2	8
自分にも悪いところがあると思った	5	1	4
相談したことがわかれると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思った	3	-	3
恥ずかしくてだれにも言えなかった	4	-	4
相手の行為は愛情の表現だと思った	0	-	-
他人を巻き込みたくなかった	1	-	1
世間体が悪いと思った	1	-	1
子どもに危害が及ぶと思った	2	-	2
相談するほどのことではないと思った	3	1	2
その他	0	-	-
不明・無回答	0	-	-

女性の社会参画について

方針決定への女性の参画を図るうえで大切なことについては、男女とも「女性が各分野で活躍し、実績を上げること」の割合が最も高くなっています。次いで「職場で男女平等の取り組みを進めること」となっています。

このことから、各分野で活動している女性がリ

ーダーとして活躍できるよう、女性の人材育成に努めるとともに、市内の企業等への啓発を強化していくことが求められます。

男女共同参画社会について

男女共同参画に関する法律等や言葉の認知度についてみると、男女ともに「男女雇用機会均等法」、「ストーカー規制法」、「育児・介護休業法」の項目で回答割合が高くなっています。みどり市における男女共同参画社会の実現に向けて、重点をおくべき施策については、男女とも「高齢者等の施設や介護サービスを充実する」の割合が最も高く、次いで「保育の施設・サービスを充実する」、「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など、男女ともに働き方の見直しを進める」と続いており、福祉・保健・就労・行政といった一体的な取り組みで進めることが求められます。

問 25 あなたは、次の男女共同参画に関する法律等や言葉について、見たり聞いたりしたことがありますか。
(単位:%)

	全体 (1,088)	男性 (470)	女性 (568)
男女共同参画社会	31.8	35.7	31.2
男女共同参画社会基本法	14.6	17.0	13.7
男女雇用機会均等法	61.9	67.4	62.5
育児・介護休業法	51.8	51.1	56.9
女子差別撤廃条約	12.5	13.0	12.7
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)	47.4	46.8	51.6
ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)	57.9	63.0	58.3
ジェンダー(社会的、文化的性別)	14.4	14.9	15.3
エンパワメント(自らの生き方を選択する能力、あらゆる意思決定過程への参画能力)	6.2	5.7	7.0
ポジティブ・アクション(男女の実質的な機会均等のために暫定的に参画の機会を保障すること)	5.6	5.5	6.2
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する女性の健康・権利)	2.2	2.1	2.5
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	15.3	14.9	16.9
見たり聞いたりしたものはない	7.6	9.1	7.0
不明・無回答	10.8	7.7	6.3



問 26 みどり市における男女共同参画社会の実現に向けて、あなたは、今後どのような施策に重点をおいてほしいですか。
(単位：%)

	全体 (1,088)	男性 (470)	女性 (568)
男女共同参画社会を目指した条例を制定する	15.9	20.0	13.9
市の審議会委員や管理職など、政策・方針決定過程に女性を積極的に登用する	16.8	18.1	16.9
民間企業、団体等の管理職(リーダー)に女性の登用が進むよう支援する	11.8	12.6	12.0
労働時間の短縮や在宅勤務の普及など、男女ともに働き方の見直しを進める	30.9	31.1	33.3
職場における男女の平等な取扱いについて周知徹底を行う	17.5	18.9	17.8
保育の施設・サービスを充実する	38.9	35.7	44.7
高齢者等の施設や介護サービスを充実する	45.4	42.6	51.2
学校教育や生涯学習の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する	15.3	15.3	16.7
女性や男性の生き方や悩みに関する相談などのセンターを設置する	9.1	7.4	11.1
広報紙やパンフレットなどで、男女の平等と相互の理解や協力についてPRする	8.0	9.4	7.6
その他	2.7	3.6	2.1
明・無回答	11.4	8.9	6.2

(2) ヒアリング調査結果概要

ヒアリング日：平成 21 年 2 月 25 日

場所：市役所笠懸庁舎第 3 会議室

ヒアリング団体：

みどり市連合婦人会、みどり市 P T A 連合会、
みどり市農業委員会、みどり市商工会連絡協議会、
みどり市社会福祉協議会、みどり市民生委員児童委員協議会、
桐生人権擁護委員協議会、群馬行政相談員協議会、
連合群馬桐生地域協議会

1. 男女共同参画社会づくりにおける問題点と課題

一般的現状

- ・男女共同について、社会に出るとまだうまくいっていないと感じることはある。例として、区長については「女じゃなあ」という意見がまだある(区長にも、区会議員にも女性は一人もいない)。
- ・圧倒的な男性社会と思う。たまたま、応援していただける方がいたから出られたが、女の人が入りにくい。また、地域の中でも農村は一番閉鎖的であり、農業委員の活動を女性一人でするのは難しい。
- ・昭和 1 桁生まれの人などまだまだ古い考え方で、男性上位という考え方の人が多い。そのため、まずはその考え方を変えていくことが必要と思う。
- ・家族経営協定のなかで、いろいろなことを利用しながら(収穫時のパートなど)やっていきたい。家族経営協定の中で夫婦協定というものがあり、給料、介護の関係などを協定している。家事の役割分担なども入れられる。
- ・協定をすることによって、経営改善・家庭改善など、自分の経営問題・家庭の改善など見直しできた。県全体で進めていて、先進的な農家では結んでいる。

男性・女性とも意識改革が必要

- ・男女共同参画をはきちがえている若い人も多い。家事育児を放り出してよしとしているような人もいる。女性の社会参加は良いことだが、そのことによって子どもを生まない夫婦が増えたり、子育てに手抜きが見える風潮もある。男女共同参画と次世代育成と平行して行っていかなければならない。
- ・権利を主張して義務を果たさないというような、男女に関係なく責任感を持たないような人が多いのではないかな。
- ・女性がトップにきても、視野が狭くて幅が狭まってしまう傾向がある。女性も、もっと勉強をして、視野を広くしていかなければならない。
- ・女性の意識面として、管理職にならなくてもというような人もいる。ただ、組合関係では、30 代未満の若い層では、積極的に出てきてくれている人もいるが、出産により頓挫してしまうことがある。
- ・男女共同参画は、まだまだ今の時代では難しい。男性と女性では相手の対応も違う。しかし、昔から見れば今は女性が社会にでられない時代ではない。殻を破っていくのが女性であり、勉強していくのも女性である。

女性が社会参加する機会を、ある程度強制的に

- ・男女共同参画計画の中で、対策を考えてはいるがなかなか推進していけないのが現状である。女性委員会をつくる時など、女性枠を設け、義務付けの中で対応を図っていくのがよい。女性枠を設けるということでもしないと、現状としては女性の参加が難しい。
- ・審議会とか○○会議というようなものは、役職によって出てくる人が決まってくるので、結局役職に男性が多いと出てくる人も男性が多くなってしまいがちであるが、国からの指導で、会議の中に女性を入れなさいよというような指導がある。

望ましい社会づくりと、それに向けた意識啓発

- ・男女が変わりなく、力のある人がその力を発揮できるような社会になればいい。
- ・結局は教育の問題につながる。すべてが平等というわけではなく、男性は男性のよさがあって、女性は女性のよさがあって、その中でやっていこうというジェンダーの啓発が必要である。そこを理解してもらわないで啓発をしていても意味がない。

2. 男女共同参画社会づくりへの展望と行政への要望等

- ・みどり市独特のプランにして、形だけのものにならないように欲しい。
- ・プランの内容をみんながわかるように周知して、市民が実際に行動に移すようにしていかなければならない。立ち消えにならないように、いい結果がでるまで継続的に指導して欲しい。
- ・相談窓口の充実や相談に乗ってもらえるような体制づくり、また、相談窓口から専門機関へ結びつけるような機能とか、困っている人などを、しっかりと支援していける体制を整えるように期待する。
- ・本来は、働く女性の支援のための制度・サービスでも、取りあえず利用するということもあり、本来の趣旨から逸脱しているケースがある。そういう意味では、サービス利用者のスクリーニングも必要ではないか。
- ・子育てや介護の部分で、時間休暇が望ましい。現在は半休程度が大半である。企業への意識改革、経営者側の意識改革を進めていかないと、女性の継続的な雇用は難しいのではないかと。今後、行政からも経営者に対しての働きかけが必要と思う。

(3) 女性の就労に関するアンケート調査結果概要

調査対象：中学生までの子どもを持つ母親

調査期間：平成21年7月～10月

調査方法：子どもの検診時並びに園や学校を通じて無作為に調査票を配布・回収

回収率：

配布数	回収数	回収率
1,063	1,001	94.2%

女性が職業を持つことについて【総数 = 991】

どのように考えますか【意識】	%
結婚するまでは職業を持つ方がよい	2.6
子どもができるまでは職業を持つ方がよい	6.5
子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい	36.9
子どもができたなら職業を辞め、大きくなったら再び職業を持つ方がよい	53.1
女性は職業を持たない方がよい	0.9

実際(現在)はどうですか【現実】	%
結婚する時に職業を辞めた	16.4
子どもができた(妊娠・出産)ので職業を辞めた	26.9
子どもができて(出産後)職業を持っていたが、辞めた	5.3
子どもができて(出産後)職業を辞め、大きくなったので再び職業を持った	25.6
結婚後も、子どもを出産後もずっと職業を持っている	24.5
結婚する前から職業を持っていない	1.3

職業を持っている・持っていた方【総数 = 940】

雇用の形態	%
正規雇用	65.2
非正規雇用(パート・嘱託など)	34.8

子どもができて職業を辞めた・子どもができて職業を辞め、大きくなったので再び職業を持った方【総数 = 304】

職業を辞めたのはいつですか	%
1人目で辞めた	79.6
2人目で辞めた	16.8
3人目以降で辞めた	3.6

子どもができて職業を辞め、大きくなったので再び職業を持った方【総数 = 67】

雇用の形態	%
正規雇用	22.9
非正規雇用(パート・嘱託など)	77.1



3. 策定経過

年	月 日	会 議 名	内 容
平成 20 年	10月14日	第1回庁内推進会議ワーキンググループメンバー会議	・みどり市男女共同参画プラン策定について ・プラン策定に伴う市民意識調査について
	10月22日	第2回庁内推進会議ワーキンググループメンバー会議	・市民意識調査票の検討
	11月4日	□第1回庁内推進会議	・みどり市男女共同参画プラン策定について ・プラン策定に伴う市民意識調査について
	11月26日	●第1回推進審議会	・みどり市男女共同参画プラン策定について ・プラン策定に伴う市民意識調査について
平成 21 年	1月8日 ～2月1日	市民意識調査	
	2月25日	団体ヒアリング	
	6月11日	第3回庁内推進会議ワーキンググループメンバー会議	・市民意識調査の結果とみどり市の課題について ・計画骨子案（総論）の検討
	7月～10月	女性の就労に関するアンケート調査	
	7月15日	ワーキンググループメンバーヒアリング	
	7月31日	第4回庁内推進会議ワーキンググループメンバー会議	・計画骨子案（総論）の検討 ・具体的施策の検討
	8月6日	□第2回庁内推進会議	・市民意識調査の結果とみどり市の課題について ・計画骨子案（総論）の検討
		●第2回推進審議会	・市民意識調査及び団体ヒアリング調査結果とみどり市の課題について ・計画骨子案（総論）の検討
	9月10日	第5回庁内推進会議ワーキンググループメンバー会議	・計画骨子案（各論）の検討
	9月15日	□第3回庁内推進会議	・計画骨子案（各論）の検討
	10月13日	□第4回庁内推進会議	・計画骨子案（総論、各論）の検討
	10月29日	●第3回推進審議会	・計画骨子案（総論、各論）の検討
	11月17日	□第5回庁内推進会議	・みどり市男女共同参画プラン（素案）の検討
	12月2日	●第4回推進審議会	・みどり市男女共同参画プラン（素案）の検討
平成 22 年	12月8日 ～1月7日	パブリックコメント	
	2月8日	□第6回庁内推進会議	・パブリックコメントの結果について ・みどり市男女共同参画プラン（素案）の検討
	2月17日	●第5回推進審議会	・パブリックコメントの結果について ・みどり市男女共同参画プラン（素案）の検討

4. みどり市男女共同参画推進審議会設置要綱及び委員名簿

(1) みどり市男女共同参画推進審議会設置要綱

平成20年9月19日

告示第197号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、みどり市男女共同参画プランを策定し、総合的かつ効果的に推進するため、みどり市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、男女共同参画プランの策定及び推進に関し、意見、提言を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による者

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係団体が推薦する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 審議会は、委員の互選により会長及び副会長を各1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、市長公室企画課に置く。

附 則

この告示は、平成20年9月19日から施行する。



(2) みどり市男女共同参画推進審議会 委員名簿

NO	選出区分		氏 名	役職名	備 考
1	1 号	公募市民	伊藤 美恵子		公募市民
2			須 永 信 雄		公募市民
3			武 井 克 夫		公募市民
4			渡 邊 幸 一		公募市民（学生）
5	2 号	学識経験者	加 固 正 子	会長	桐生大学医療保健学部教授
6			前田 由美子		共愛学園前橋国際大学 地域共生研究センター研究員
7	3 号	関係団体代表	飯 塚 信 子		みどり市農業委員会
8			磯 田 和 代		みどり市 P T A 連合会
9			小 内 文 江		みどり市商工会連絡協議会
10			金 子 幸 藏	副会長	みどり市社会福祉協議会
11			久保田 茂子		桐生人権擁護委員協議会
12			須藤 日米代		みどり市連合婦人会
13			高 橋 知 代		群馬行政相談委員協議会
14			長 澤 俊 江		みどり市民生委員児童委員協議会
15			橋 本 正 男		連合群馬桐生地域協議会

(敬称略)

5. みどり市男女共同参画庁内推進会議設置要綱及び委員名簿

(1) みどり市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

平成20年9月19日

訓令第37号

(設置)

第1条 みどり市における男女共同参画に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、みどり市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の調査研究及び関係部課等の連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画プランの進行管理に関すること。
- (4) その他男女共同参画行政に関し必要なこと。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 推進会議に会長、副会長を置く。
- 3 会長は副市長を、副会長には市長公室長をもって充てる。

(役員)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(ワーキンググループ)

第6条 推進会議に、第2条の所掌事務に関する具体的事項を調査し、研究するワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループのメンバーは、委員が所属する課及び局の中から所属長が推薦する。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、市長公室企画課に置く。

附 則

この訓令は、平成20年9月19日から施行する。



別表（第3条関係）

推 進 会 議 の 委 員	
副市長、市長公室長、総務部長、民生部長、産業観光部長、教育部長、企画課長、総務課長、市民課長、健康管理課長、介護高齢課長、社会福祉課長、こども課長、農林課長、商工振興課長、観光政策課長、教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、農業委員会事務局長	

（２）みどり市男女共同参画庁内推進会議 委員名簿

職 名		氏 名	職 名		氏 名
会 長	副市長	松山 治子	委 員	民生部介護高齢課長	染谷 清子
副会長	市長公室長	赤石 俊雄		民生部社会福祉課長	武井 正枝
委 員	総務部長	高橋 良一		民生部こども課長	川端 正弘
	民生部長	細野 和雄		産業観光部農林課長	藤生 喜義
	産業観光部長	松井 芳夫		産業観光部商工振興課長	久保田茂雄
	教育部長	柳内 光雄		産業観光部観光政策課長	小西 明
	市長公室企画課長	高草木貴雄		教育部教育総務課長	岩崎 照雄
	総務部総務課長	藤生安喜夫		教育部学校教育課長	石井 逸雄
	民生部市民課長	古田島 透		教育部社会教育課長	若月 省吾
	民生部健康管理課長	森田 好治		農業委員会事務局長	近藤 秀樹

は平成 21 年 8 月から

（３）みどり市男女共同参画庁内推進会議ワーキンググループメンバー名簿

所 属		氏 名	所 属		氏 名
市長公室	企画課	武井 照雄	産業観光部	農林課	高橋 潤一
総 務 部	総務課	鈴木 早苗		商工振興課	高橋 健夫
民 生 部	市民課	荒井 英夫		観光政策課	佐藤 学
	健康管理課	尾池 政江	教育委員会	教育総務課	上岡 妙子
	介護高齢課	小林 典子		学校教育課	板谷 盛明
	社会福祉課	藤生 智子		社会教育課	割田 隆久
	こども課	中山 正之	農業委員会事務局		鈴木 伸一

事 務 局 ： 市長公室企画課							
課長	高草木 貴雄	課長補佐	竹内 良市	主査	田口 悦子	主事	萩原 理秀

は平成 21 年 4 月から

6. 関係法令等

(1) 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号（同日公布、施行）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことによ



り、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るた

め、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように



努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 項の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同号に規定する委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

（資料の提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。（平成11年6月23日公布）

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。〔後略〕

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律〔中略〕は、平成13年1月3日から施行する。

〔後略〕



(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

最終改正：平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の

市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行う



こと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和

29 年法律第 162 号)、警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第 8 条の 2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第 15 条第 3 項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第 8 条の 3 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第 9 条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第 9 条の 2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第 4 章 保護命令

(保護命令)

第 10 条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第 12 条第 1 項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に



危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第 18 条第 1 項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して 6 月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して 2 月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第 1 項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第 1 項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密

接な関係を有する者（被害者と同じ居している子及び配偶者と同じ居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所



ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第一号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

（第 10 条第 1 項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第 18 条 第 10 条第 1 項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命



令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及

び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第 3 条第 3 項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 【抄】

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6



条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）第 7 条、第 9 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第四号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第 1 項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 月」とあるのは、「2 週間」とする。

（検討）

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号） 【抄】

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

（３）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族団らんの時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の１つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする



る人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもあり、多様な働き方が模索されている。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものである。

（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につながることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくため、本憲章を定める。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

- 1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

健康で豊かな生活のための時間が確保できる社

会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加の

ための時間などを持てる豊かな生活ができる。

多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様な柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

- 2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

（企業と働く者）

- （１）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

- （２）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

- （３）国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

- （４）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

みどり市男女共同参画プラン

発行年月：平成２２年３月

発 行：みどり市

編 集：市長公室企画課政策調整係

住 所：〒３７９-２３９５

みどり市笠懸町鹿２９５２

T E L : ０２７７-７６-０９６２

F A X : ０２７７-７６-９６９８

E-Mail : kikaku@city.midori.gunma.jp

